

「METI Startup Policies

~経済産業省スタートアップ支援策一覧~」 の刊行に寄せて

はじめに、経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の影響や、ロシアによるウクライナの侵略を巡る国際情勢など、我が国経済を巡る状況が極めて複雑な中にあって、我が国の経済活動が受ける影響を最小限にとどめるようしっかりと対応を進めているところです。

その上で、今後の経済成長を実現するためには、危機を 乗り越えた後の新しい社会を見据え、先手を打って、未来 の成長の種をまいていくことが必要です。そのためには、気 候変動、デジタル、経済安全保障といった社会課題の解 決のために企業と政府がともに大胆に投資し、イノベーショ ンを促すことが、その鍵となります。



私は、スタートアップの方々の新しい技術やアイデアこそが、世界を変えていくイノベーションの源泉であり、スタートアップの活躍こそが成長のエンジンと考えています。

そのために、起業してみようとチャレンジされる方々を増やし、より多くのスタートアップが生まれるように支援していくことや、そして、そのスタートアップがより早く、より大きく成長していただけるよう、政策を総動員して意欲あるスタートアップを支援してまいります。

例えば、事業化前段階や成長段階における資金調達環境の強化や、未来のスタートアップ 創業者になり得る個性豊かで多様な才能を育てるための環境整備など、資金、人材といったあ らゆる側面から、支援をしていく考えです。

そしてこの度、そうした経済産業省と関係独立行政法人等が行っているスタートアップ関連の支援策を、より多くの方々にご活用していただけるよう、本冊子を作成しました。

本冊子には、補助金や融資などスタートアップの成長を直接サポートする支援策や、スタートアップの成長を応援される投資家・研究機関・大学・自治体の活動を支援する税制や制度など、総計69の支援策が盛り込まれています。この冊子を通じ、より一層支援策を活用していただくことで、スタートアップの成長の一助となれば幸いです。

スタートアップの創出・育成は、政府の取組だけでは実現できません。失敗を過度に恐れリスクゼロを求める社会風潮から失敗を許容する社会へと、才能あふれる「尖った人材」を同調圧力で潰さず守り育てる社会環境・教育環境へと、内向き・自前主義から脱却し積極的に外部の経営資源を活用していくことなど、社会全体で考え方や風土・慣行を変えていくことも不可欠です。みなさんと協力しスタートアップフレンドリーな社会環境を整え、日本をイノベーションが巻き起こる国へとしていきましょう。

2022年6月 経済産業大臣

萩生田光一

ご利用の手引き

一本書の位置づけ・構成・使い方についてー

本書の位置づけ

● 本書は、経済産業省及びその関係独立行政法人等が2022年6月時点で用意している、補助金や税制、アクセラレーションプログラムなどのスタートアップ向けの支援策の概要をご紹介するものです。

本書の構成と使い方

1. 支援策力オスマップ(別冊)

● 本書に掲載されている支援策を「支援類型」「支援対象」の二軸で一つのマップ上に整理しました。このカオスマップから、ご自身のニーズに合った支援策を探すことが出来ます。

支援類型	各類型の支援内容
融資	スタートアップ・起業家等への貸付けや、民間金融機関によるスタート アップ・起業家等への貸付けを後押しする支援策
税制措置	減税や課税の繰り延べなど税制上の特例制度
補助金・委託費・懸賞金	 補助金・委託費・懸賞金の提供を主たる内容とする支援策
アクセラレーション インキュベーションプログラム	起業を目指す(選択肢として考えている)方による起業を支援することを 目的としたプログラムや、スタートアップの事業の成長加速を目的とした プログラムを提供する支援策
知財	知的財産保護の強化を目的とした支援策
指針・ガイドライン	指針やガイドライン、モデル事例集などの形で取りまとめた資料の公表に より、ナレッジの提供を行う支援策
規制改革	既存法令における特例を認める制度や特例を新たに設ける制度
海外展開 協業支援	スタートアップの海外展開や海外事業者との協業促進を目的とした支援策
表彰	起業家やスタートアップ等を表彰する制度
その他	上記のいずれにも分類されない支援策

支援対象	各対象の詳細
起業を目指す方	まだ起業をしていないが、これから起業を考えている方
シード	商業的事業がまだ完全に立ち上がっておらず、研究を継続している企業
アーリー	製品開発及び初期のマーケティング、製造及び販売活動を始めようとしている、あるいは始めた企業
ミドル	生産及び出荷を始めており、その在庫または販売量が増加しつつある企業
レイター	一定の量産化などを経て安定的に収益を上げており、IPO直前の企業
事業会社・投資家	スタートアップとの協業やスタートアップへの投資を行う事業会社・投資 家
研究機関・大学	スタートアップの創出やスタートアップとの共同研究に取り組む研究機関や大学
自治体	スタートアップの成長を支援する自治体

ご利用の手引き

一本書の位置づけ・構成・使い方についてー

2. 支援策紹介ページ

● 各支援策について、制度の概要をご紹介するとともに、詳細な情報を掲載している ウェブページを記載しています。カオスマップで探した支援策について、具体的な 支援の内容や要件を確認することが出来ます。

3. 参考資料

●本資料に掲載している支援策の他にも、政府・自治体などがスタートアップ向けの 支援策を多数ご用意しています。そういった支援策の一部をこちらから探すことが 出来ます。

支援策の一覧

一本書に掲載されている支援策の一覧ー

No	支援策名
1	新規開業支援資金
2	ディープテックベンチャー向け債務保証制度
3	新創業融資制度
4	創業支援貸付利率特例制度
5	特別試験研究費税額控除制度
6	ストックオプション税制
7	オープンイノベーション促進税制
8	エンジェル税制
9	自社株式を対価とするM&A
10	研究開発型スタートアップ支援事業/NEDO
10	Technology Commercialization Program (TCP)
11	官民による若手研究者発掘支援事業
12	研究開発型スタートアップ支援事業/NEDO
12	Entrepreneurs Program (NEP)
13	研究開発型スタートアップ支援事業/Seed-stage
	Technology-based Startups (STS)
14	創薬ベンチャーエコシステム強化事業
15	研究開発型スタートアップ支援事業/SBIR推進プログ
13	ラム
16	研究開発型スタートアップ支援事業/Product
	Commercialization Alliance (PCA)
17	衛星データ利活用促進事業
18	NEDO Supply Chain Data Challenge
19	福島県創業補助金
20	イノベ実用化補助金
21	出向起業補助金
22	スタートアップチャレンジ推進補助金
23	知財活用アクションプラン
24	始動 Next Innovator
25	アクセラレーション事業 FASTAR 知財アクセラレーションプログラム「IPAS」
20	ベンチャー企業対応面接活用早期審査
27	ベンチャー企業対応スーパー早期審査
	知財コミュニティポータルサイト
28	[IP BASE]
	IPAS(知財アクセラレーションプログラム)運営の手引
29	き
30	オープンイノベーションを促進するモデル契約書
	知財人材の兼業・副業により期待されるメリットと実
31	践のための手引き・工夫集
20	一歩先行く国内外ベンチャー企業の知的財産戦略事例
32	集
33	知的財産デュー・デリジェンス標準手順書
	オープンイノベーションのベストプラクティス
34	IP Open Innovation
35	IPASを通して見えた知財メンタリングの基礎
36	ベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支
30	援の手引き

No	支援策名
37	知財戦略デザイナー派遣事業
38	知財戦略支援から見えたスタートアップがつまずく
	14の課題とその対応策
39	スタートアップとの事業連携及びスタートアップへ
	の出資に関する指針
40	「コンバーティブル投資手段」活用ガイドライン
41	大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権等
	に関する手引き
42	大企業×スタートアップのM&A 調査報告書
43	バイオベンチャーと投資家の対話促進のための情報
73	開示ガイドブック
44	スタートアップの成長に向けたファイナンスに関す
	るガイダンス
45	場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株
	主総会)に関する制度
46	特定研究成果活用支援事業
47	ファンドによる海外投資規制の特例
48	規制のサンドボックス制度
49	グレーゾーン解消制度
50	新事業特例制度
51	スタートアップ新市場創出タスクフォース
52	J-startup
52	J-startup 地域展開
53	グローバル・アクセラレーション・ハブ
54	J-Bridge (Japan Innovation Bridge)
55	日本スタートアップ大賞
56	Japan Venture Awards
57	起業家教育支援
58	インキュベーションプログラム強化・発展事業
59	スタートアップビザ
60	産業革新投資機構(JIC)による投資活動
61	スタートアップ支援機関プラットフォーム(Plus)
62	NEDOピッチ(JOIC)
63	福島ロボットテストフィールド
64	産業競争力強化法に基づく創業支援
65	ReBOOT支援事業
66	AIチップ設計拠点 標準化 (NS NS N
67	標準化(JIS、ISO等)活用支援制度
68	わたしの起業応援団
69	未踏事業

1) 新規開業支援資金

新たに事業を始める方、または新たに事業開始後概ね7年以内の方を対象に、 貸付利率等に特例を設けることで、幅広い方の創業を支援

- 口概要・日的
- 新規開業等の際に必要な資金の貸付けに関し、貸付限度等に 特例を設けることで、新規開業等を支援する制度。
- 口対象・要件
- 新たに事業を始める方、または新たに事業開始後概ね7年以 内の方であって、新たに営もうとする事業について、適正な 事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あ ると認められるもの。
- 口資金使涂
- 新たに事業を始めるため、または新たに事業開始後に必要と する設備資金および運転資金
- 口融資限度額
- 7,200万円(うち運転資金4,800万円)
- □利率
- 事業利率。ただし、各要件に該当する方が必要とする資金は 特別利率。
- 特別利率については、詳細HPを参照ください。
- 口返済期間
- 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)
- 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)ただし、廃業 歴等を有する方など一定の要件に該当する方は、運転資 金15年以内(うち据置期間2年以内)
- 口申請手続
- 申込み時に日本政策金融公庫(国民生活事業)の最寄りの支 店に必要書類を提出して下さい。
- 最寄りの支店のご案内や申請手続の詳細等については、下記 の事業資金相談ダイヤルにお問い合わせ下さい。
- 口詳細

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sink ikaigyou m.html



起業を 目指す方

ミドル

レイター

2 ディープテックベンチャー向け債務保証制度

ディープテックベンチャー企業の量産体制整備等のための資金に対する融資に 関し、債務保証を行う制度

□概要・目的

● ディープテックベンチャー企業による借り入れを支援するため、 融資に関して債務保証を行う。

口対象・要件

- VC等のファンドから出資を受けている非上場のディープテックベ ンチャー企業
- 組織内に研究開発機能を有していること
- 事業活動計画において研究成果を活用していること
- 指定金融機関等からの借入であること

口措置内容

● 保証率 :50%

保証金額:1.5~25億/件

保証料 : 原則0.3% (有担保)、0.4% (無担保)

保証期間:設備投資10年、設備投資以外5年

※中小機構の保証審査による

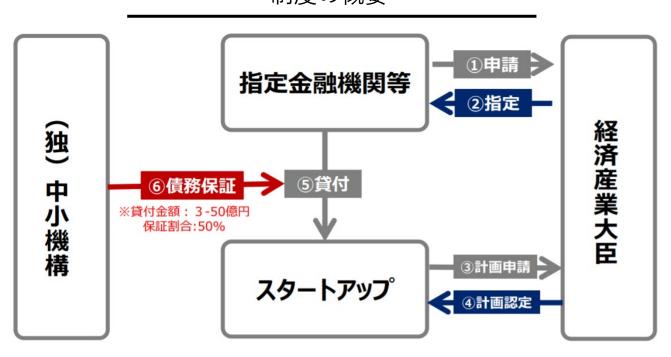
口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/newbusines

s/debt.html



制度の概要



3 新創業融資制度

新たに事業を始める方または新たに事業開始後税務申告を2期終えていない 方へ、無担保・無保証人で融資を受ける事ができる特例制度

- ロ概要・目的
- 事業計画等の審査を通じ、無担保・無保証人で融資を受ける事が できる特例制度。
- □対象・要件
- 新たに事業を始める方、または新たに事業開始後税務申告を2期終えていない方
- 新たに事業を始める方、または新たに事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方
- 口資金使途
- 新たに事業を始めるため、または新たに事業開始後に必要とする 設備資金および運転資金
- 口融資限度額
- 3,000万円(うち運転資金1,500万円)
- 口利率
- 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)が別に定める利率と する。
- 口返済期間
- 各貸付制度に規定する返済期間とする。
- 口申請手続
- 申込み時に日本政策金融公庫(国民生活事業)の最寄りの支店に 必要書類を提出して下さい。
- 最寄りの支店のご案内や申請手続の詳細等については、下記の事業資金相談ダイヤルにお問い合わせ下さい。
- ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について日本政策金融 公庫(国民生活事業)が審査します。
- 口詳細

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogy o m.html



4

創業支援貸付利率特例制度

新たに事業を始める方または新たに事業開始後税務申告を2期終えていない方へ、利率の引き下げを通じて創業を支援

- ロ概要・目的
- 創業機運の醸成および創業促進を図るため、創業融資の利率を低減することで、創業前後の円滑な資金調達を支援する制度。
- 口対象・要件
- 新たに事業を始める方または新たに事業開始後税務申告を 2 期終 えていない方
- 口資金使途
- 各貸付制度に規定する資金使途
- 口融資限度額
- 各貸付制度に規定する貸付限度額
- 口利率
- 各貸付制度に規定する貸付利率から0.65%を控除した利率。ただし、雇用の拡大が見込まれる場合は0.9%を控除。
- □返済期間
- 各貸付制度に規定する返済期間とする。
- 口申請手続
- 申込み時に日本政策金融公庫(国民生活事業)の最寄りの支店に 必要書類を提出して下さい。
- 最寄りの支店のご案内や申請手続の詳細等については、下記の事業資金相談ダイヤルにお問い合わせ下さい。
- 口詳細

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/sogyo_tokur ei_m.html



起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

レイター

事業会社 投資家 研究機関 大学

自治体

5

特別試験研究費税額控除制度

企業とスタートアップの共同研究等を税で促進

ロ概要・目的

● 企業がスタートアップ等と共同研究や委託研究を行う場合に支出 する試験研究費の一定割合を法人税額から控除できる仕組み

口対象・要件

● 企業が、スタートアップ、大学等と行った共同研究や委託研究

口措置内容

● 研究開発型スタートアップ企業、特別研究機関等、大学、その他民間企業等(スタートアップ企業を含む)と共同で行う試験研究や、これらの者へ委託して行う試験研究に要する費用がある場合、当該企業が負担した試験研究費用の20%、25%又は30%相当額を法人税から控除できる(恒久措置) ※税額控除限度額は、法人税額の10%

口申請手続

監査報告書および確認報告書の写しを税務申告書に添付

口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/r2guideline.pdf



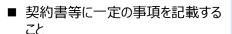
企業(税制対象者)

企業側と相手側の 試験研究費

- 人件費
- 原材料費
- 研究用機材
- ···等

共同·委託研究

【税制の適用に必要な手続き】



- 特別研究機関等のみ: 相手方による認定
- 特別研究機関等以外: 相手方・第三者による確認が必要と なる



大学 特別研究機関 控除率30%



研究開発型 スタートアップ企業等 控除率25%





■ その他民間企業 技術研究組合 (スタートアップ企業含む) 控除率20% 控除率20%

相手方

試験研究費の20-30%が法人税額から控除

※但し、税制対象者負担分に限る

研究開発型スタートアップ企業等: (1) 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドの出資先

(2) 特別研究開発法人・大学発ベンチャー企業で以下の全ての要件を満たすもの

A) 以下のいずれかの方法で出資を受けている

(ア) 認定国立大学ファンドが出資(ファンドオブファンズ除く)

(イ) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき特別研究開発法人が直接出資

B) 役員が特別研究開発法人・大学等の職を有している

C) 上記出資時に資本金5億円未満、当該出資を受けてから10年以内

◆ 特別研究機関等:科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関(各省庁所管の研究所、独立行政法人等)や国立研究開発法人のことを指す

起業を 目指す方 シード アーリー ミドル レイター 事業会社 研究機関 自治体 税制措置

6 ストックオプション税制

ストックオプション制度の利用を課税の繰り延べにより促進

- □概要・目的 ストックオプション制度を利用する際に、本来権利行使時に給与 所得として課税等されるところ、その課税を株式売却時に繰り延 べるとともに譲渡所得として課税されるようにすることで、ス トックオプション制度を活用しやすくするもの
- **□対象・要件** 次のいずれかの者に対するストックオプションの発行であること 等
 - ▶ 自社の取締役、執行役又は使用人
 - ▶ 発行株式総数の50%超を直接又は間接に保有する法人の 取締役、執行役または使用人
 - ▶ 一定の要件を満たす外部協力者
 - ※ 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定を受ける必要あり

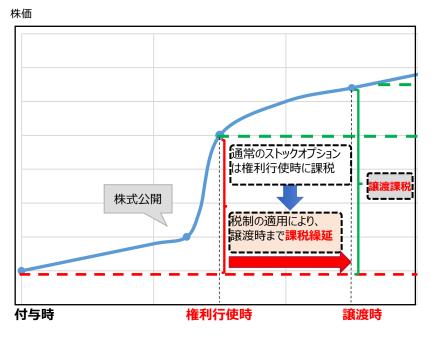
- 口措置内容
- 課税が株式売却時に繰り延べられ、譲渡所得として課税される

口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoption.html

(社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定に係る対象の拡大について)

<ストックオプション税制活用によるメリット>



<ストックオプション税制の要件(一部)>

対象者	次のいずれかに該当する者 自社の取締役、執行役又は使用人 発行株式総数の50%超を直接又は間接に保有する法人の取締役、執行役または使用人 一定の要件を満たす外部協力者(※社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定を受ける必要あり)
権利行使	付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過
期間	する日までの間
権利行使	ストックオプションに係る契約締結時
価額	の時価以上
権利行使	権利行使価額が年間1,200万円
限度額	を超えない

お問い合わせ先

起業を 目指す方

ミドル





税制措置

7 オープンイノベーション促進税制

事業会社・CVCによるスタートアップ投資を税で促進

口概要・目的

● 事業会社・CVCからスタートアップへ、オープンイノベーションに 向けて出資を行う場合、出資額の最大25%が所得控除される。

口対象・要件

● オープンイノベーションを目的にスタートアップに1億円以上(出 資者が中小企業の場合1000万円以上、出資先企業が海外法人の場 合5億円以上)出資する事業会社・CVC

口措置内容

● 出資金額の最大25%を所得控除

口制度期間

◆ 令和2年4月1日~令和6年3月31日まで

口申請手続

● 決算期末日の60日前から30日後までの期間に、ホームページ(以 下URL・QRコード)からオンライン申請

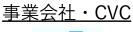
口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innov ation/open innovation/open innovation zei.html



制度イメージ

所得控除(出資額の最大25%)





出資法人の要件

国内事業会社又はその国内 CVC





出資

出資行為の要件

一定額以上の現金払込みに よる新株取得 オープンイノベーションに 向けた出資であること

スタートアップ



出資先法人の要件

設立10年未満の国内外非上場企

(売上高研究開発費率が10%以上 の赤字企業の場合には設立15年 未満)

※その他の詳細な要件は「詳細 | HP参照

お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業創造課:03-3501-1560

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課:03-3501-1767

起業を 事業会社 研究機関 ミドル 目指す方

8 エンジェル税制

個人投資家によるスタートアップ投資を税で促進

個人投資家

5確定申告

税務署

スタートアップに投資をする個人投資家に対して、株式を取 口概要・目的 得した時点と、取得した株式を譲渡等をした時点における税 優遇を認め、個人投資家からスタートアップへの投資を促す。

一定の要件を満たした(※)スタートアップへ投資をした個人 口対象・要件

> (※)対象となるスタートアップの要件については、売上高試験研 究等費比率や売上高成長率等あり。

口措置内容 所得控除や取得した株式の譲渡等による損失の損益通算等。

通年で申請可能。投資を受けたスタートアップが、本社所在地の 口申請手続 都道府県に対してエンジェル税制の要件を満たすことを証明する 確認書の交付申請を行う。

> ※経済産業大臣の認定を受けた事業者が運営する株式投資型クラウ ドファンディングや投資事業有限責任組合(LPS)から投資を受け たスタートアップは、都道府県への申請に代わり、認定事業者よ り確認書が交付される。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel /index2.html

制度イメージ

金銭の払込みによる

交付

優遇措置 取得時点 (選択制) 優遇措置Aの税の優遇 (対象企業への投資額 -- 2,000円)を、その年 の総所得金額から控除 (所得控除) 優遇措置Bの税の優遇 対象企業への投資額全 額をその年の他の株式 譲渡益から控除 売却時点

口詳細



スタートアップ 4確認書

> ③確認書 ②申請 交付

本社所在地の 都道府県

スタートアップの要件

税制措置

優遇措置Aの要件

- ·営業CF赤字
- ・研究者・新事業活動従 者の人数
- ・売上高に占める試験研 究費等の割合
- ・売上高成長率
- ・外部株主の割合

優遇措置Bの要件 (設立10年未満の中小企業)

- ・研究者・新事業活動 従者の人数
- ・売上高に占める試験 研究費等の割合
- ・売上高成長率
- ・外部株主の割合

スタートアップの本店所在地の都道府県がエンジェル税制利用相談窓口| となります。下記URLをご参照ください。



株式売却時の優遇措置

売却損失の損益通算及

び繰越控除

起業を 目指す方 シード アーリー ミドル レイター 事業会社 研究機関 自治体 税制措置

9 自社株式を対価とするM&A

自社株式を対価とするM&Aを株式譲渡益の課税の繰り延べによって促進

□概要・目的

● 自社株式を対価とするM&Aの環境整備を行うことで、迅速かつ大規模なM&Aの促進や、新たな産業・企業の育成を図る

口対象・要件

- 会社法上の株式交付制度を用いた自社株式対価M&Aを行う事業者
- ※ 総額の20%以下までであれば、現金を一部対価に用いる買収も対 象に含む

口措置内容

- 対象会社株主の株式譲渡益の課税を繰り延べ(株の売却時に課税)(恒久措置)
- ※ 事前の認定は不要

口申請手続

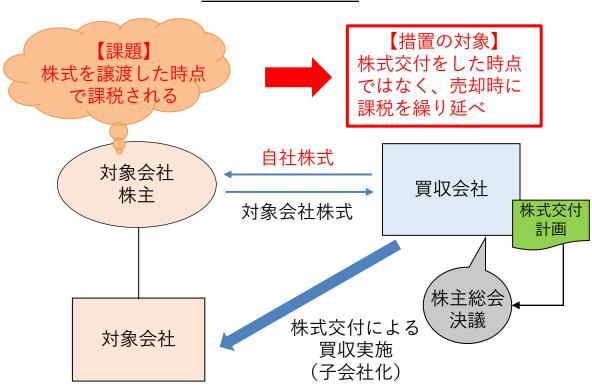
● 親会社の確定申告時に株式交付計画書や明細書を添付

口詳細

<u>https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/gaiyouR4.pdf</u> (該当は30頁)



制度イメージ





シード

アーリー

ミドル

レイター

事業会社 投資家

研究機l 大学

自治体



10

研究開発型スタートアップ支援事業 Technology Commercialization Program (TCP)

起業家候補人材への支援プログラム

□概要・目的

● 起業家候補人材ヘビジネスプラン作成のための研修と、ビジネスプラン発表の機会を提供。

口対象・要件

- 経済産業省所管の鉱工業技術分野(※)の具体的な技術シーズを活用し、それに基づく事業構想を有する起業家
- 参加時に起業していない個人、研究者又は研究チーム

口支援内容

- ピッチコンテストに向けた全体研修(起業塾)
- 国内、シリコンバレーのメンターによる個別メンタリング
- 投資家や企業等とのネットワーク構築の機会の提供
- NEDOが公募するプログラムへの誘導、優遇 等

口公募期間

● NEDO HPより公募予定 ※NEDO連携プログラム・イベントより参加も可能(こちら)

口詳細

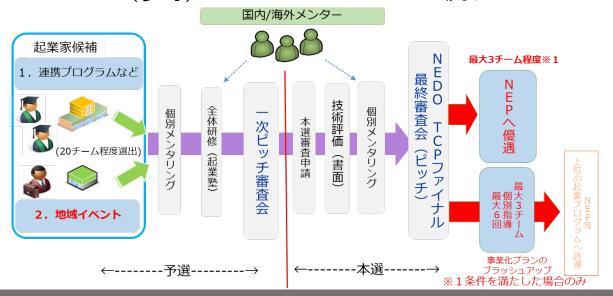
https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2_100103.html



※鉱工業技術分野とは

例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、原子力に係るものは除く。

(参考) NEDO TCP 2021の流れ



お問い合わせ先

起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

イター

事業会社 投資家 研究機関 大学





11 官民による若手研究者発掘支援事業

若手研究者と研究開発型スタートアップ等との共同研究等の形成等を支援

口概要・目的

- 実用化に向けた目的志向型の創造的な研究を行う大学等に所属する若手研究者と研究開発型スタートアップ等との共同研究等の形成等を支援
- 次世代のイノベーションを担う人材の育成、我が国における新 産業の創出に貢献

口対象・要件

● 大学等に在籍する45歳未満の若手研究者 (研究開発型スタートアップ等と共同研究等している若手研究者)

口支援内容

● 共同研究フェーズ 3000万円/年×最大3年

(共同研究等を実施する企業から支払われる共同研究等費用と同額以下を助成)

Xマッチングサポートフェーズ 1000万円/年×最大2年 は、共同研究を目指す研究者を支援

口詳細

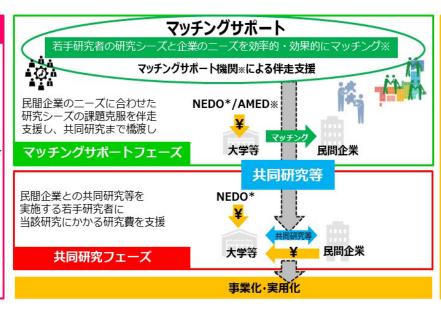
● 今後の公募情報はNEDOページへ

https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100166.html



事業全体概念図







お問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室:03-3501-0075



シード

アーリー

ミドル

レイター

事業会社 投資家

研究機関 大学

自治体

補助金·委託 費·懸賞金

12

研究開発型スタートアップ支援事業 NEDO Entrepreneurs Program(NEP)

起業家候補人材を補助金で支援

- □概要・目的 外部有識者(カタライザー)の支援を得て起業家候補がビジネスプランを構築することを支援
 - **□対象・要件** 経済産業省所管の鉱工業技術分野(※)において、具体的な技術 シーズを活用した事業構想を持つ起業家個人・チーム、法人。
 - **ロ支援内容**事業化可能性調査及び事業化に向けた開発・実証等、ビジネスプラン構築のための活動費を支援 (タイプA上限500万,タイプB上限3,000万)
 - **□公募期間** 2022年度第1回公募(終了:2022年2月22日~3月31日)
 - 2022年度第2回公募の実施は未定
 - **□申請手続** 公募期間中にNEDOのHPに掲載されている提案書等を作成し、府 省共通研究開発管理システム(e-Rad)により申請
 - 口詳細

https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100346.html (2022年度第1回公募URL)



※鉱工業技術分野とは

例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、原子力に係るものは除く。

(参考)NEP2021年度の流れ



お問い合わせ先

起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

レイター

事業会社 投資家

研究機 大学 自治体

補助金·委託 費·懸賞金

研究開発型スタートアップ支援事業 Seed-stage Technology-based Startups(STS)

VCと連携したスタートアップによる研究開発を補助金で支援

□概要・目的

● NEDOが認定したVCからの出資を受けたシード期のスタートアップによる、実用化開発、試作品製作等にかかる費用の一部を支援

口対象・要件

● 経済産業省所管の鉱工業技術分野(※)において、具体的な技術 シーズを活用した事業構想を持つシード期のスタートアップ

口支援内容

● 上限7,000万円 or 2億(事業経費の2/3以内)

口公募期間

2022年度第1回公募(終了:2022年2月14日~3月17日)

● 2022年度第2回公募実施予定(時期:未定)

口申請手続

● 公募期間中にHPに掲載されている提案書等を作成し、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により申請

口詳細

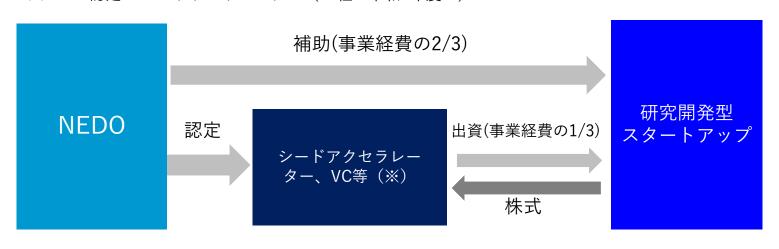
https://www.nedo.go.jp/koubo/ CA2 100345.html (2022年度第1回公募時のURL)



※鉱工業技術分野とは

例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、原子力に係るものは除く。

※NEDO認定のVC・アクセラレーター(41社 < 令和4年度 >)



起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

レイター

事業会社 投資家 研究機関 大学 自治体

補助金·委託 費·懸賞金

14 創薬ベンチャーエコシステム強化事業

認定VCの出資を要件として、創薬ベンチャーの実用化開発を支援

□概要・目的

● 創薬に特化したハンズオン支援による事業化のサポートを行う機能を有するものとして、国の認定を受けたベンチャーキャピタル(認定VC)による出資を要件として、国内外の前臨床、治験第1相、第2相期の実用化開発に要する費用について、国がVC出資額の最大2倍まで補助。

□対象・要件

● 感染症のワクチン・治療薬開発のための、または将来的に感染症のワクチン・治療薬開発に転用できる可能性のある革新的な技術開発を行うもの。

口支援内容

● 認定VCによる出資を要件として、国内外の前臨床、治験第1相、 第2相期の実用化開発に要する費用について、国がVC出資額の 最大2倍まで補助。

口公募期間

■ 認定VCの公募 : 令和4年3月17日(木)~令和4年4月19日(火)

● 補助事業者の公募 :認定VC決定後、公募開始予定

口申請手続

● 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(AMED) HPから申 請受付。 ■ **■**

口詳細

https://www.amed.go.jp/koubo/19/02/005.html

制度イメージ 認定 説定 以表表の要件として一定以上の出資を求める) 小ンズオン支援 創薬 べンチャー ・ 当該事業に基づく補助 (前臨床、治験第1相、第2相の開発費用等)

世先 経済産業省 商務サービスグループ 生物化学産業課:03-3501-8625

研究機関

補助金・委託 書•縣當全



研究開発型スタートアップ支援事業 SBIR推進プログラム

政府のニーズに取り組むスタートアップ・中小企業を支援

政府が設定する課題に取り組むスタートアップ・中小企業のFS □概要・目的 (※1)、研究開発を支援

口対象・要件 経済産業省所管の鉱工業技術分野(※2)において、政府が設定 する課題に対する技術シーズをもつスタートアップ・中小企業

フェーズ 1 (FS・POC※1) 1,500万円 口支援内容

フェーズ2(研究開発) 5.000万円 2/3補助

2022年度は政府による設定テーマ毎に順次公募予定 □公募期間

口申請手続 公募期間中にHPに掲載されている提案書等を作成し、府省共通 研究開発管理システム(e-Rad)により申請

https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2 100318.html 口詳細

(2021年度テーマ公募時のURL)

※1 実現可能性調査(FS: Feasibility Study) 概念実証(PoC: Proof of concept)

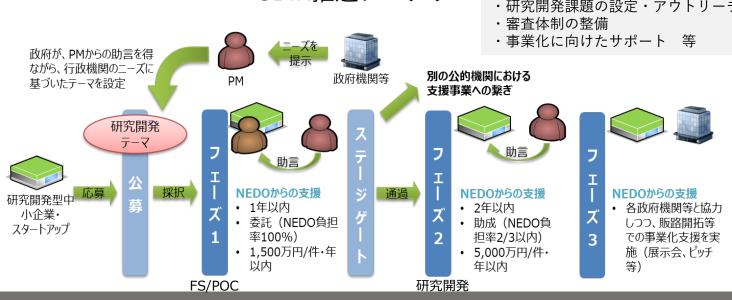
※2 鉱工業技術分野とは

例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ラ イフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、原子力に係るものは除く。

SBIR推進プログラム

PM(プログラムマネージャー)の役割

・研究開発課題の設定・アウトリーチ



お問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課:03-3501-1778

16

研究開発型スタートアップ支援事業 Product Commercialization Alliance (PCA)

事業会社等と連携するスタートアップによる研究開発を補助金で支援

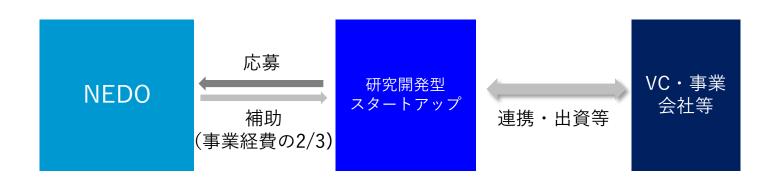
- □概要・目的
- 事業会社や研究機関等と連携する構想を持つスタートアップによる、事業化を進めるために必要な研究開発や事業化可能性調査に 係る費用の一部を支援
- 口対象・要件
- 経済産業省所管の鉱工業技術分野(※)において技術シーズを活用した事業構想を持ち、提案時からおおむね3年で継続的な売上げをたてる具体的な計画があるスタートアップ
- 口支援内容
- 上限2.5億円(事業経費の2/3以内)
- 口公募期間
- 2022年度公募(2022年2月4日~3月31日)
- 来年度の公募時期は未定
- 口申請手続
- 公募期間中にHPに掲載されている提案書等を作成し、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により申請
- 口詳細

<u>https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100344.html</u> (2022年度公募時のURL)



※鉱工業技術分野とは

例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、原子力に係るものは除く。





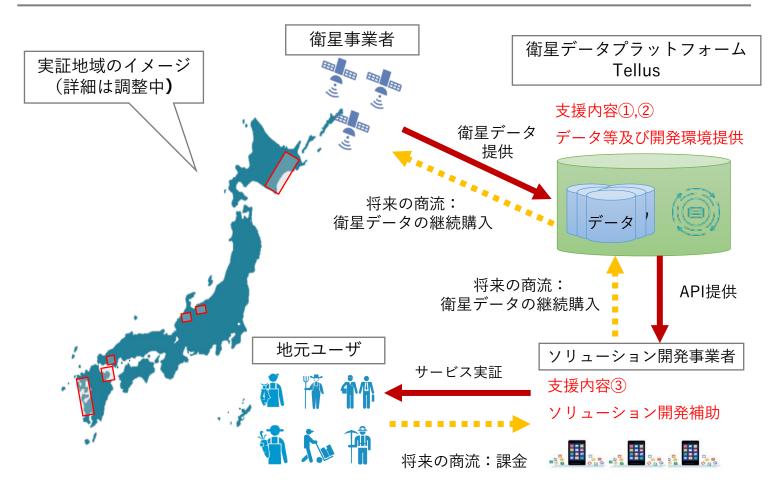


17 衛星データ利活用促進事業

衛星データを利用した地域の課題解決に資するアプリケーション開発を支援

- 衛星データを用いた行政・産業の課題解決に資するアプリケー 口概要・目的 ションの開発を支援します。
- 10道県(※)の実証地域における衛星データを用いた行政・産 口対象・要件 業の課題解決に資するアプリケーションを衛星データプラッ トフォーム「Tellus」上で開発すること
- 10道県の実証地域の衛星データ等の提供 口支援内容 (1)
 - (2) Tellus上のアプリケーションの開発環境の提供
 - (3) アプリケーションの開発費の1/3補助(上限500万円)
- 口申請手続等 公募開始次第、補助金執行事務局ウェブページに掲載。

※10道県:北海道、富山県、福井県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県



経済産業省 製造産業局 宇宙産業室:03-3501-0973 お問い合わせ先

研究機関 表彰

18 NEDO Supply Chain Data Challenge

衛星データを用いた解析サービスのアイデア&システム開発に懸賞金を交付

□概要・目的

衛星画像データと多様な情報を組み合わせてサプライチェーンマ ネジメントを高度化し、事業化を目指すアイデア及びシステムを 広く募り、優れた法人・個人・グループに対して懸賞金(総額 3,780万円)を交付します。

口対象・要件

- 国内外の企業(団体等を含む)、大学等、研究者・研究チーム、 個人等
- 既に事業化されているアイデア、システムは応募不可
- 既に機関投資家から資金調達を受けていても応募可能

口支援内容

解析サービスのアイデア及びシステムを募り、優れた提案者に対 し、懸賞金を交付。

アイデア部門:1位 100万円、2位 50万円、3位 30万円 システム部門:1位 1000万円、2位 500万円、3位 300万円

口公募期間

● 2022年3月18日~5月17日 正午まで

※来年度の公募は未定

口詳細

https://www.nedo-supplychain-data-challenge.jp



■スケジュール

3月18日~5月17日 応募(ウェブ)

5月下旬 1次審査 (書類)

6月~11月

開発・事業家等に

よるメンタリング

11月下旬 2次審査 (プレゼ

ン)・受賞者決定

審查項目:

- 革新性
- 社会発展性
- 実現の可能性
- 開発技術の妥当性(システム部門のみ)

開発環境:

システム開発部門の場合、衛星データプラッ トフォーム「Tellus(テルース)」の開発環 境及び商用衛星データを含む各種データを提 供

19 福島県創業補助金

福島県浜通り地域等で実施する創業等への最大2,250万円、最高3/4の補助支援

- □概要・目的
- 被災地域の復興を促進するため、福島県原子力被災12市町村※内 において創業や事業展開をする際の経費の一部を支援。
- ※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
- 口対象・要件
- 福島県原子力被災12市町村内で
 - ①創業する者
 - ②新たに事業展開を行う者
- 口支援内容
- 補助上限 666万円、補助率 2/3
- < 大熊町・双葉町・特定復興再生拠点区域等での創業等の場合 > 補助上限 2,250万円、補助率 3/4
- 主な補助対象経費 人件費※、事業費(土地・建物・設備購入費、知財取得関係経費、 広報・マーケティング調査、外注費等) ※人件費は上記①の場合に限る
- □公募期間
- 令和4年3月30日(水)~10月17日(月)

締め切り: (1回目) 5月23日(月)

(2回目) 10月17日(月)

- 口申請手続
- 下記URL掲載の提出書類の必要事項を記入し、福島県庁に郵送にて申請
- 口詳細

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/10soug you.html



20 イノベ実用化補助金

福島県浜通り地域等で実施する実用化開発への最大7億円、最高3/4の補助支援

口概要・目的

● 被災地域の復興を円滑に進めていくため、ロボット技術やエネルギー、農業分野などの先進分野の課題の解決に向けた実用化開発等を支援。

口対象・要件

● 福島県浜通り地域等※1において、重点6分野※2について、地元 企業又は地元企業と連携して実施する実用化開発等の費用を支援。

※1 いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

※2 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

口支援内容

■ 補助上限:7億円以内

● 補助率:大企業1/2、中小企業2/3(一般枠)

大企業2/3、中小企業3/4

(自治体連携推進枠(自治体と連携して実施))

口公募期間

● 令和4年度公募は終了

口申請手続

■ 電子申請システム「iGrants」によるオンライン申請

口詳細

https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/jitsuyoka/



補助金を活用した実用化開発の例



(ロボット・ ドローン分野)

災害救援物資 輸送ダクテッド ・ファンUAVの 開発



(医療関連分野)

歩行支援ロボットの 社会実装に向けた 製品化モデルの開発

経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室:03-3501-8574

21 出向起業補助金

大企業等人材が、辞職せずに外部資金調達・個人資産投下等を経て起業し、 出向等を通じて自ら起業したスタートアップで行う新規事業を支援

口目的

● これまで大企業等の中で十分に活用されてこなかった経営資源(人材・知的財産含む)の開放を促し、新規事業の担い手の数を増やすことを目指す。

口対象・要件

- 大企業等人材が所属企業を辞職せずに自ら起業し出向する資本 独立性のあるスタートアップ(要件につき、詳細は下記URLご 参照。)
- ※新たに創設したスタートアップのみならず、既に設立されている大企業の子会社等を、マネジメントバイアウトを通じて資本独立したスタートアップに組み替える場合も支援対象。

口支援内容

● 補助上限500万円~2000万円、補助率1/2または2/3

口公募期間

● 令和4年度一次公募:5月11日(水)~6月17日(金) (二次公募は9月頃〆切りを検討)

口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shukkokigyo/shukkoukigyou.html



出向起業補助金の構造イメージ

大企業等

起業した人材が 出向等

外部VC・個人資産

80%以上出資

大企業等人材が起業する スタートアップ

出向起業補助金

- 補助対象経費 試作・PoC等に係 る外注費・委託 費・材料費等
- <u>補助上限</u> 500~2000万円
- <u>補助率</u> 1/2または2/3

補助

お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産

産業人材課:03-3501-2259 souzoukahojo@meti.go.jp

22 スタートアップチャレンジ推進補助金

スタートアップでの兼業副業・出向等を補助金で支援

口概要・日的

大企業等の人材がスタートアップで実務経験を積む「スタートアップ チャレンジーを、補助金で支援します。

口支援内容

大企業等向け

類型A:スタートアップとのマッチングを行う事業者を認定しており、 認定サービスの利用費を補助します。

スタートアップ等向け

類型B:大企業等に所属する人材の採用・活用を支援する事業者を認 定しており、認定サービスの利用費を補助します。

類型C:既に関係性を有する大企業等から人材を受け入れる際、その 人件費等を補助します。

個人向け

類型D:参加者から料金を徴収せず、チャレンジの場を提供する事業 者を認定しております。(認定事業者を補助しています。)

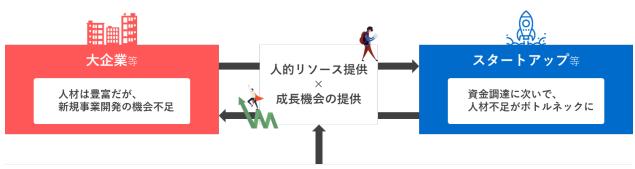
※公募時期は以下の詳細HPでご確認ください。

口詳細

認定サービス一覧は下記よりご確認いただけます。

https://startupchallenge.jissui.jp/





補助要件を満たす"スタートアップチャレンジ"にかかる費用を補助





武者修行・人材育成型 類型A (大企業等向け) 人材直接受入型

(スタートアップ等向け)

スタートアップ採用支援型 類型B (スタートアップ等向け) 人材プール形成型 類型D (スタートアップ等向け)

お問い合わせ先

上記URLよりお問合せください。

類型C

23 知財活用アクションプラン

中小企業庁&特許庁・INPITの施策連携により、中小企業等の経営資源である知財の活用促進を強化

産業技術環境局&特許庁・INPITの施策連携により、基礎研究から事業化までを見据えた知財戦略支援を強化

□概要

● 特許庁・独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、 2021年12月に中小企業庁とともに「中小企業・スタートアップ の知財活用アクションプラン」を、産業技術環境局とともに「大 学の知財活用アクションプラン」を策定。

口対象

● スタートアップ、研究機関・大学、起業を目指す方、事業会社・ 投資家

□関連施策

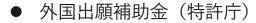
● 知財総合支援窓口(INPIT)

・・・中小企業等が抱える様々な経営課題について、「知的財産」の側面から解決を図る相談窓口。2022年度からは、知財情報分析を活用した支援を実施。

https://chizai-portal.inpit.go.jp/about/

- 産学連携・スタートアップアドバイザー事業「プロジェクト伴走型支援」、「相談・人材育成型支援」(INPIT)
 - ・・・大学の研究成果の迅速な社会実装に向けて知財支援を行い、 大学の産学連携活動を促進。2022年度からは、大学における産学 連携活動に関する相談を受け付ける『産学連携・スタートアップ 相談窓口』を設置。

https://www.inpit.go.jp/katsuyo/startup/index.html?msclkid=ee8ef600aa9b11ec97c3a8f994e6d413



・・・中小企業等による海外での権利取得を後押しするため、海 外出願に要する費用の一部を補助。

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusy utugan.html?msclkid=311ddea7ab5711ec9bda91a869ab c0ab



※本資料に掲載されている以下事業は、知財活用アクションプランにも記載。

(No.30) オープンイノベーションを促進するモデル契約書

(No.37) 知財戦略デザイナー派遣

(No.26) 知財アクセラレーションプログラム「IPAS」

お問い合わせ先 特許庁 総務課:03-6810-7496



24线勢 Next innovator

自ら挑戦=行動し続けられる、イノベーターを育成するプログラム

ロ概要・目的

● 国内プログラム、選抜者を対象としたシリコンバレープログラム、 Demo Dayなどを通し、国内外の第一線で活躍する講師及びメン ターとともに、イノベーターとして必要な知識・スキルを経験的 に身につけるプログラム。

- **□対象・要件** 成し遂げたい事業アイディア・プランを持っていること
 - 満20歳以上で、プログラムの全日程に参加できること等
- □参加定員
- 約100名
- 口応募方法
- 公募期間中(約1ヶ月:未定)に、応募申請フォームから応募
- 口詳細

https://sido.jp/







25 アクセラレーション事業 FASTAR

事業計画の策定に対して専任パートナーによる伴走支援

口概要・日的

IPOやM&A等を目指すスタートアップ企業及び個人を対象に、 資金調達や事業提携に向けて、担当の専門家が伴走型支援による 事業計画のブラッシュアップを行い、成長加速化を支援。

口対象・要件

グローバル規模での社会課題解決や、成長産業の変革を目指して おり、事業課題を抱えているスタートアップ等

創業から5年以内の事業ステージがシードからアーリーまでのス タートアップ、または起業予定の個人

口応募手続

下記詳細のリンク先を参照

公募期間:2022年6月1日~2022年6月30日

口詳細

https://fastar.smri.go.ip/



伴走メンタリングによる事業計画策定支援



2 セミナーによる ナレッジ提供及びエンカレッジ



採択後の参加企業ヒアリングを

双方向のワークショップ

※昨年度テーマ:人材採用、協業促進

資金調達に向けた VC 等とのマッチング支援



VCとの個別での

ディスカッション

協業創出に向けた 大企業とのマッチング支援



個別での



共同開発先やテストマーケティング先と なる全国様々な業種の中小企業の紹介



※1中小機構運営のビジネスマッチングツールJ-GoodTechに登録をし、利用可 ※2.J-GoodTechへの登録中小企業社数(2021年6月時点)



出展活用可

26 知財アクセラレーションプログラム「IPAS」 IPAS

ビジネス専門家と知財専門家による、スタートアップの知財戦略構築支援

口概要・目的

● 参加スタートアップの課題・支援ニーズに対応した知識、スキルを持つビジネス専門家と知財専門家からなる「知財メンタリングチーム」を組織。知財メンタリングチームは、参加スタートアップとのおよそ10回のメンタリングを通じて、事業戦略の診断・ブラッシュアップを行い、事業戦略に連動した知財戦略の構築を支援。

□対象・要件 ● 外部有識者による審査を経て、選定されたスタートアップ

口支援例

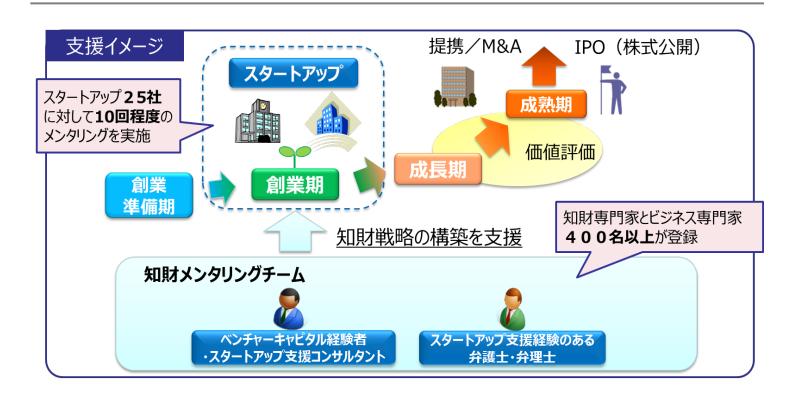
- (ビジネス面)シーズの診断 ・出口戦略の構築
- (知財面) 知財調査を含む知財戦略構築サポート
- (知財面)即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案

口詳細

https://ipbase.go.jp/support/startupxip/



※本事業は中小企業・スタートアップの知財活用アクションプランに掲載されている



起業を ラード アーリー ミドル レイター 事業会社 研究機関 自治体 知財

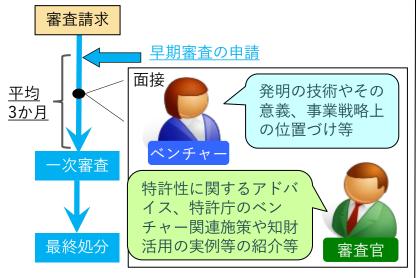
② ベンチャー企業対応面接活用早期審査 ベンチャー企業対応スーパー早期審査

ベンチャー企業による特許権の早期取得を支援

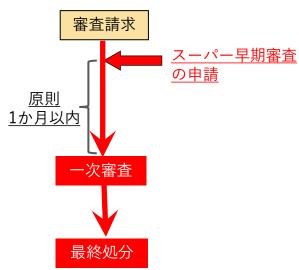
- □概要・目的 早期に質の高い権利を取得できるよう、サポートする。
- □対象・要件 「ベンチャー企業による出願」であって、「実施関連出願」
 ※「実施関連出願」とは、出願人自身又は出願人からその出願
 に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施し
 ている特許出願のことをいう。
- □申請手続 早期審査を申請する事情、先行技術文献の開示及び対比説明などを記載した「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要。手数料は無料。
- https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html



ベンチャー企業対応 面接活用早期審査



ベンチャー企業対応 スーパー早期審査



28知財コミュニティポータルサイト 「IP BASE」



知財基礎情報の発信や、知財セミナーの実施、YouTube動画配信など、スタートアップ必見の知財コンテンツを提供

口概要・目的

● スタートアップが知財に関する情報を取得する場、スタートアップ・知財専門家・ベンチャーキャピタリスト等のスタートアップ支援関係者のネットワーク構築の場を提供。

口対象

● スタートアップ、知財専門家、スタートアップ支援関係者、起業を目指す方、大学・研究機関の方など

ロコンテンツ

- 知財セミナー、知財勉強会の開催
- 知財の基礎情報や、先輩起業家のインタビュー記事を配信
- YouTubeによる情報発信 など

□ IP BASE AWARD

● 知財で目覚ましい取組をしたスタートアップや知財専門家、投資家等のスタートアップ関係者を表彰

口詳細

https://ipbase.go.jp/





ウェブサイトによる情報発信



IP BASE AWARD



動画による情報発信



_____ 知財セミナーの実施

29 IPAS(知財アクセラレーションプログラム) 運営の手引き

スタートアップ支援者向けに知財支援プログラムの運営ポイントを紹介

口概要・日的

特許庁IPAS事業で蓄積された知財支援プログラムの運営ポイン トを紹介し、スタートアップ支援者がスタートアップに対して行 う支援プログラムの運営に際して手引きとして活用してもらう。

□対象

● スタートアップ支援者(事業会社、ベンチャーキャピタル、ア クセラレーター、自治体など)

口活用事例

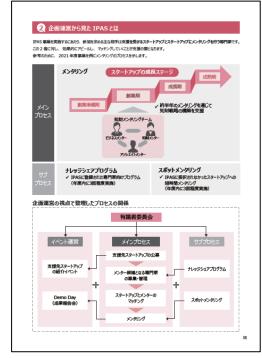
- 専門家をスタートアップに派遣してメンタリングを行う際に、 どのように運営するか知りたい
- > 事例を通じて、スタートアップのニーズを的確に把握し、メン タリングが上手に進み成果が上がる運営のポイントがわかる
- スタートアップ支援のための専門家の発掘や育成を知りたい
- > 事例を通じて、スタートアップと専門家のマッチングや、ス タートアップ支援経験者からのナレッジ共有に関するヒントが わかる

口詳細

https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase case study 3 min.pdf







30 オープンイノベーションを促進するモデル契約書

共同研究契約やライセンス契約などの交渉ポイントを契約書のひな型で解説

- オープンイノベーションの促進するためのひな型(モデル契約 □概要・目的 書)
- ・ オープンイノベーションを志向する以下の事業体。 □対象
 - ✔ 研究開発型スタートアップ
 - ✓ 事業会社(大企業、中堅企業)
 - ✓ 大学
- □概要 ・ 連携プロセスの時系列に沿って必要となる契約書のひな型を提案。
 - ✔ 秘密保持契約
 - ✓ PoC (技術検証) 契約
 - ✓ 共同研究開発契約
 - ✓ ライセンス契約
 - 仮想の取引事例を設定して、契約書の取り決め内容が具体化され ることで、交渉の勘所を学べる。取引事例は以下の通り。
 - ✓ 新素材開発スタートアップ×事業会社
 - ✓ AIスタートアップ×事業会社
 - ✓ 大学×大学発スタートアップ
 - ✓ 大学×事業会社
 - 契約書の文言の意味を逐条解説で補足。
- 口 活用事例 モデル契約書に対する意見(アンケート結果等に基づく)
 - ✔ モデル契約書がベースであることを明示することで交渉が容易 にっ
 - ✓ 契約書作成時の論点確認や文例参照のために辞書的に活用。
 - ✔ 逐条解説が充実。変更すべきではない条項、変更しても影響が 小さい条項の判断が容易に。
- https://www.jpo.go.jp/support/general/open-口詳細 innovation-portal/index.html



※本事業は中小企業・スタートアップの知財活用アクションプランに掲載されている

31 知財人材の兼業・副業により期待されるメリット と実践のための手引き・工夫集

知財人材の兼業・副業に関するメリットや懸念に対する工夫を、実例とともに紹介

口概要・目的

● スタートアップ等による知財人材の活用を促進するため、企業等に所属する知財人材が兼業・副業で知財支援を行う場合や、スタートアップ等が副業人材を活用する場合等について、兼業・副業を行うメリットや、実施に際しての留意点に対する工夫を整理。

口対象

- 知財人材を活用したいスタートアップ
- 兼業・副業で知財支援に取り組みたい知財人材
- 自社人材の兼業・副業を検討したい事業会社

口活用事例

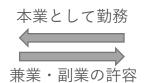
- SU:社内知財人材を確保したいが、業務量・コストからしてフルタイムで雇うほどではない。
- > 手引き・工夫集を活用して、副業知財人材を活用。
- 知財人材:副業に挑戦してみたいが、気をつけるべき点や参考情報などを知りたい。
- > 手引き・工夫集を通じ、具体例も含めた情報収集。

口詳細

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2020 05 zentai-besshi.pdf









知財に関する業務依頼 兼業・副業として 知財業務を担当



知財人材

受入側組織

<手引き・工夫集の概要>

- 兼業・副業の実施・活用によってどんな良いことが期待できるか整理
- 基本的な情報から実践的なノウハウまで掲載
- 課題解消に取り組んだ先行事例の紹介

起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

レイター

事業会社 投資家

研究機関 大学 自治体

指針 ガイドライン

知財

32 一歩先行く国内外ベンチャー企業の 知的財産戦略事例集

国内外の様々な業種、ステージのスタートアップの知財戦略好事例を紹介

ロ概要・目的

● スタートアップやその支援者による知財戦略の策定と実行に資することを目的とし、国内外の業種・ステージの異なる様々なスタートアップの知財戦略の好事例や、知財課題への対応策を整理。

口対象

● 知財戦略に対してイメージの湧かないスタートアップ、スタートアップ支援者

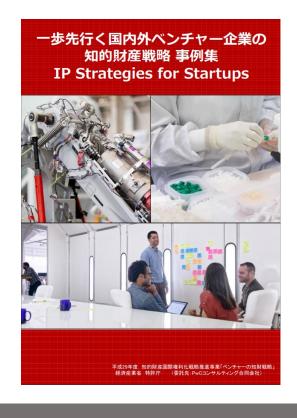
口活用事例

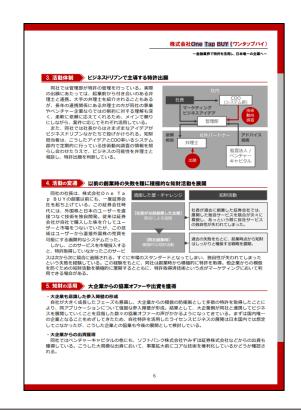
- 知財に取り組む上で、社内体制をどのように構築すればいいのかわからない
- > 事例集を通じて、社内体制整備のヒントを取得
- 知財をどのような場面で活用すればいいのかわからない
- > 事例集を通じて、事業提携や資金調達において知財がどのように役立つのか情報収集

口詳細

https://ipbase.go.jp/learn/example/







33 知的財産デュー・デリジェンス標準手順書

知財デュー・デリジェンスを効率的に行うため の手順について解説

□概要・目的

スタートアップに対する知財デュー・デリジェンス(知財DD) を実施する際の、一般的な流れや調査項目、調査におけるポイン ト等を解説。更に、知財DDにおいて調査すべき項目とその調査 目的を、調査項目ごとに、調査すべき資料の例を示す調査項目一 覧表や、知財DDに関して開示を求める資料のリストである開示 要求リストも掲載。

□対象

● スタートアップに対して投資をする投資家、事業会社

口活用事例

- スタートアップに出資や提携を検討する際の知財DDにあたっ て、どのような調査をしたらいいかわからない
- > 自分が出資する際にはどの調査がいいかを手順書で確認
- 知財DDをする際にどのような項目を確認すべきかわからない
- > 手順書を通じて調査項目を確認

口詳細

https://www.jpo.go.jp/support/startup/document /index/skipdd.pdf







起業を 目指す方 シード アーリー ミドル レイター 事業会社 研究機関 自治体 投資家 大学

34 オープンイノベーションのベストプラクティス IP Open Innovation

スタートアップとのオープンイノベーションの進め方を知財の観点から解説

口概要・目的

● 大企業、中堅企業の立場からオープン・イノベーションをうまく 進めるための心構えを説いたもの。スタートアップもこれを読む ことで、大企業、中堅企業の考え方、事情を把握することが可能。

口対象

● オープンイノベーションを考えている大企業、中堅企業及び連携を考えているスタートアップ

口活用事例

- スタートアップとどのように連携をとっていいかわからない
- > 連携の目的ごとにスキームが異なるので、手引きで確認
- 事業会社と技術取引をする際にどのようなところを気をつければ いいかわからない。
- > 手引きを通じて、どのような契約条項を設定するかヒントを取得

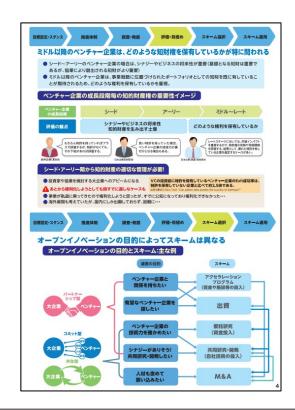
口詳細

https://www.jpo.go.jp/support/startup/document/index/ip_open_Innovation.pdf



知財





ミドル

35 IPASを通して見えた知財メンタリングの基礎

メンタリングを疑似体験しながら知財メンタリングの基礎を学ぶことができる

□概要・目的

実際のIPASのメンタリングを基に、メンタリングチームがどの ようにスタートアップの知財戦略構築を支援していくのかを、登 場人物を交えてストーリー風に紹介

□対象

● これから知財メンタリングに携わりたいと思われているビジネ ス専門家や知財専門家

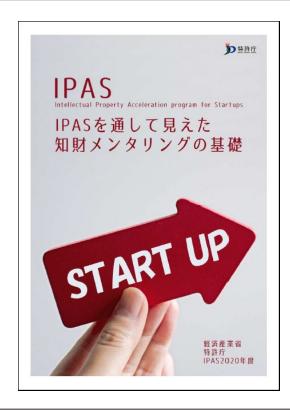
口活用事例

- スタートアップの知財戦略構築を支援する上で、どのように メンタリングを進めればいいのかわからない
- > 本書を通じて、メンタリングの進め方のイメージを取得
- ▶ メンタリングの各段階において、抑えるべきポイントがわか らない
- > 本書を通じて、メンタリングの各段階において、専門家が抑 えるべき代表的なポイントを学ぶ

口詳細

https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase case stu dy 1.pdf







36 ベンチャー投資家のための 知的財産に対する評価・支援の手引き

投資の際に実際に起きた、知財に関するリアルな落とし穴とその対策を紹介

□概要・目的

投資家がスタートアップへ投資する際に、知財が原因で失敗して しまうことを回避してもらうため、投資の際に実際に起きたリア ルな落とし穴と、その対策を整理。

□対象

● スタートアップへの投資を検討している投資家、ベンチャーキャピ タル

口活用事例

- スタートアップへ投資する際に、知財に関してどのような点に注 意すればいいのかわからない
- > 手引きで紹介されている落とし穴とその対策を通じて、投資の際に 抑えておくべきポイントを事前に把握する
- スタートアップへの投資の際に、同業他社がどのように知財と向 き合っているのか知りたい
- > 事例集を通じて、国内外のベンチャーキャピタルの取り組みを参考 事例として学ぶ

口詳細

https://ipbase.go.jp/learn/guidance/







起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

レイター

37 知財戦略デザイナー派遣事業

派遣された知財専門家が優れた研究成果の発掘や知財戦略策定を支援

ロ概要・目的

● 大学へ知財専門家を派遣して、知財化されていない研究成果を発掘するとともに事業展開を見据えた知財戦略策定を支援し、スタートアップ化を含む社会実装へつなげる

口対象・要件

● 知財専門家による支援を受けたい国公私立大学

口活用事例

- スタートアップ起業を志望する研究者に対して、事業戦略を踏ま えつつ知財戦略を策定したい。
- > 技術的専門性と事業化の知見を有する知財戦略デザイナーによる 知財戦略策定。知財戦略デザイナーとの協働を通じ、大学に専門 家の知見を蓄積。

口詳細

https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer haken.html



※本事業は大学の知財活用アクションプランに掲載されている

知財戦略デザイナーは、派遣先大学にて例えば以下の活動を実施。

- ① 優れた研究成果を有する研究者の特定
- ② 優れた研究成果の発掘やシーズの特定
- ③ シーズを含む研究成果の応用展開等の検討
- ④ 研究の進捗段階に合わせた発明届出等の助言
- ⑤ 知財戦略・出願戦略の検討・策定・助言
- ⑥ 研究成果活用の検討(起業に向けた助言等を含む)







お問い合わせ先

特許庁 総務部 企画調査課 活用企画班: 03-3581-1101 内線2165

指針 研究機関 ミドル

38 知財戦略支援から見えたスタートアップが つまずく14の課題とその対応策

スタートアップがつまづきやすい課題とその対応方法を事例を交えて紹介

口概要・日的

スタートアップがつまずきやすい14の課題を、「ビジネスモデ ル・シーズ戦略 | 、「知財戦略 | 、「出願戦略 | に分けて整理し、 それぞれの対応方法について紹介。

□対象

知財戦略構築を目指すスタートアップ、スタートアップ支援者

口活用事例

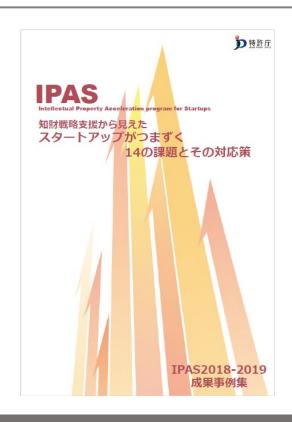
- 知財戦略構築にあたって、スタートアップがつまづきやすい 課題を知りたい
- > 本書を通じて、つまづきやすい14の課題について学ぶ
- 直面している課題の対応方法がわからない
- > 本書を通じて、スタートアップがつまづきやすい14の課題の 対応策からヒントを得る

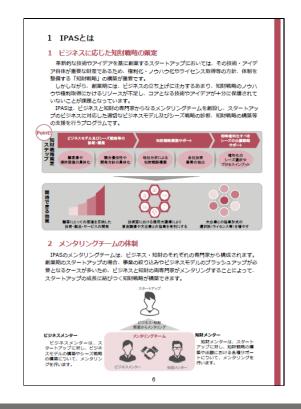
口詳細

https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase case stu dv 2.pdf



知財





:03-3581-1101(内線2156)

39スタートアップとの事業連携及び スタートアップへの出資に関する指針

スタートアップと連携事業者のオープンイノベーションと出資の促進を支援

口概要・日的

スタートアップと連携事業者との公平で継続的な関係を基礎とした オープンイノベーション及びスタートアップへの出資の促進を目的 として、両者間の契約において生じる問題事例の背景及び解決の方 向性を示すもの

口対象 口活用事例

- スタートアップ、連携事業者等
- スタートアップと連携事業者が、秘密保持契約やPoC契約、共同 研究開発契約、ライセンス契約、出資契約等を締結する際に、ガ イドラインを読み、公平な契約を締結することを促進

口詳細

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331 010/20220331010.html



指針の概要

構成

【公正取引委員会パート】

○公正かつ自由な競争環境の確保のため、独占禁止法上の考え方(※)及び独占禁止 法上問題となり得る事例を整理。

(※)優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害、排他条件付取引、拘束条件付取引

独占禁止法上問題となり得る事例の整理

【経済産業省パート①:事業連携】

- ○オープンイノベーションの促進のため、個別事例について下記3つの観点からそ の紛争背景・原因を整理し、その解決方針(予防策等)を提示。
- リソース・経験不足等、スタートアップ側の法的リテラシーの不足
- ii 既存の下請契約のひな型を使う等、オープンイノベーションに関するリテラ シーの不足
- 過度な権利主張を行う等、対等な立場を前提としたオープンイノベーションを 推進する上で望ましくない慣習の存在

【経済産業省パート②:出資】

- ○近年増加しているスタートアップの出資について、その適正性の向上のため、個 別事例について下記3つの観点からその紛争背景・原因を整理し、その解決方針 (予防策等)を提示。
- 経営陣の経験不足、アドバイザーの欠如等、スタートアップ側の法的リテラ シーの不足
- スタートアップの成長の道筋を意識できず、出資先の成長を阻害する契約を締 結する等、オープンイノベーションに関するリテラシーの不足
- 財務面の不安定性を利用して過度な権利主張を行う等、対等な立場を前提とし たオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在

考え方

どのような事例が 独占禁止法上問題 となるのかを明ら かにした上で、事 業者の独占禁止法 に対する理解を一 層深化。

個別事例について、 その背景・原因を 整理した上で、予 防策等の具体策を 提示し、事業者の 契約・交渉スキル の向上や、オープ ンイノベーション、 出資に関する共通 認識の組成を促進。

起業を 目指す方

ミドル

レイター

事業会社 研究機関

40 「コンバーティブル投資手段」活用ガイドライン

スタートアップによるコンバーティブル投資手段を活用した調達手法を解説

ロ概要・目的

- コンバーティブル投資手段の
 - 活用のメリット
 - 交渉におけるポイント
 - 会計/税務/法務における処理
 - 活用事例

を整理しました。

□対象

■ コンバーティブルエクイティやコンバーティブルボンドを使って 資金調達をしたいスタートアップや、投資をしたい投資家

口活用事例

- 厳密な企業価値評価を避けて資金調達をしたいが、コンバーティ ブル投資手段の実務処理に不安がある
- >ガイドラインを読み、会計/税務/法務上の疑問を解消

口詳細

https://www.meti.go.ip/policy/economy/keiei_innovati on/open innovation/convertible guideline/convertible guideline.html



コンバーティブル投資手段活用のメリット

ウィズコロナ期の課題

解決策としての「コンバーティブル投資手段|



企業価値評価が困難

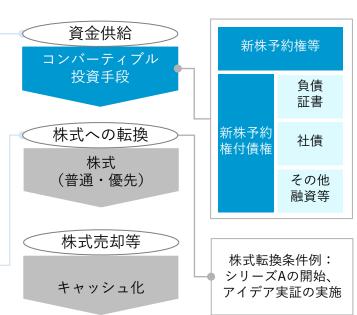
- →投資抑制
- →不適切評価の横行

資金繰りが困難

- →株式では時間切れ
- →負債では将来負担増

事業会社との オープンイノベーションが 停滞





41 大学による大学発ベンチャーの 株式・新株予約権取得等に関する手引き

大学が、支援の対価として株式や新株予約権を活用可能に

口概要・目的

- 日本の大学発ベンチャーを質・量ともに増していくエコシステム 形成のため、大学が、大学発ベンチャーを支援する際の対価とし て、株式・新株予約権を取得することが有効。
- しかしながら、実務上のノウハウ不足等により、実際に大学がライセンス等に伴い株式等を取得した実績は、ごく少数に留まる。 そこで、大学が株式・新株予約権の取得等を行う意義や基本的な考え方を整理し、また一連の手続きにおける具体的な留意点と先進事例についての手引きを策定。

口対象

● 大学、大学発ベンチャー

口詳細

● 大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する 手引き(令和元年5月経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki.html

大学

手引きの構成

- □ 日本の大学が大学発ベン チャーの株式・新株予約権を 取得する上での基礎的な情報 (法律・通知等が規定する範 囲、考えられる意義、日米の 具体的な取組状況)を整理。
- □ 日本の大学の基本的なケース として、知的財産権、特に特 許のライセンスに伴い新株予 約権を取得するケースを想定。
- 新株予約権の「取得時」「保有時」「行使、株式の売却時」の3フェーズに分けて大学が具体的に取りうる対応方針を紹介。

知的財産のライセンス等に伴う 株式・新株予約権活用のメリット

通常の知財のライセンス等

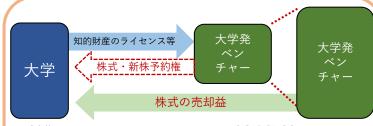
知的財産のライセンス等

現金

大学発 ベン チャー

- ✓ 創業間もなく資金力の弱いベンチャーにとって、大 学へのライセンス料等は大きい負担
- ✓ 大学は、研究成果の実用化を促進する一方で、次世代のベンチャー創出にもつなげたい

株式・新株予約権の活用



- ✓ 創業間もないベンチャーの**キャッシュアウトを抑制**
- ✓ ベンチャーが成長し、exitすれば**大きな利益を得られる可能性**

お問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室:03-3501-0075



42 大企業×スタートアップのM&A 調査報告書

M&Aに対する理解を促進するためにバリュエーションの考え方などを整理

ロ概要・目的

- 大企業×スタートアップのM&Aにおける
 - ・バリュエーションを適切に評価するための考え方
 - ・M&Aの有用性を投資家に理解してもらうためのIRのあり方 等を整理しました。

□対象

- 買収企業の経営者、投資実務の責任者・担当者、IR担当者
- スタートアップ経営者

口活用事例

- 大企業が、自社の成長戦略の中にスタートアップのM&Aを組込み、 オープンイノベーションによる中長期的な価値向上につなげる。
- スタートアップが、自社の安定的な成長に資する選択肢として M&Aを検討する。

口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/houkokus yo/r2houkokusho ma report 2.pdf



調査報告書の概要

M&Aの阻害要因

■本調査報告書のフォーカスポイント

バリュエーションについて合意に至らない

- ・のれんの減損発生を懸念
- ・のれん等の減損は全て失敗という認識
- ■その他の項目

M&Aよりも自社開発を優先する

M&Aはすべてが成功すると考えてしまう

対応案

スタートアップの「非財務情報」、「シナジー」に関す る情報を両社で適切に把握し、認識を合わせる

投資家に、M&Aの各プロセスでIR(情報開示) を実施

M&Aを研究開発投資の一種として戦略を策定する

M&Aのリスクを適切に認識した上で成長戦略を 策定する

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室:03-3501-1569

43 バイオベンチャーと投資家の対話促進のための 情報開示ガイドブック

投資家目線で必要とされる非財務情報を中心とした情報開示をバイオベン チャー自らが進めるに当たっての手引き

口概要・目的

- 創薬型ベンチャーが市場において適切な評価を受け、継続的に資金を確保していくためには、投資家が企業の実力や成長性を理解するために必要な情報を、創薬型ベンチャー自身が積極的に分かりやすく発信していくことが非常に重要。
- 本ガイドブックは、技術の発展性や市場の展望など創薬型ベンチャーの将来の企業価値を把握する上で重要な非財務情報を開示する趣旨・ポイントを中心に整理したもの。

口対象

- 多額の研究開発投資が先行する創薬型バイオベンチャーが 主な対象(創薬型以外でも活用可能)。
- 上場後のベンチャーが主な対象。M&Aでのエグジットなど上場を 見据えていない企業などの利用も想定。

口活用時の ポイント

- 情報開示を資金調達機会を確保する一手段として捉え、戦略的に、 自社の企業価値を把握・整理、網羅的な情報の整理、開示する情 報の選択、開示内容の精査等が行われることが望ましい。
- ガイドブックに記載のイメージ図や構成を参考として、バイオに 詳しくない人にもわかりやすく、自社の魅力をアピールするのに 適した開示資料を作成することが望ましい。

口詳細

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210304002/ 20210304002.html



起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

レイター

事業会社 投資家 研究機関 大学 自治体

44 スタートアップの成長に向けた ファイナンスに関するガイダンス

ファイナンスについて課題や検討ポイントを整理

口概要・目的

- スタートアップのファイナンスは多様かつ複雑であり、環境に応じ変化するため、その全体像を把握することが非常に困難と言われます。
- ファイナンスの全体像とそれぞれの局面での打ち手について考え、 長期的な成長イメージを持って頂くことを目的に、「スタート アップの成長に向けたファイナンスに関するガイダンス」を取り まとめました。
- 口対象
- スタートアップのCEOやCFOなど
- 口詳細
- https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/fina nceguidance.html





起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

45場所の定めのない株主総会 (バーチャルオンリー株主総会)に関する制度

バーチャルオンリー株主総会を開催することが可能に

□概要・目的

- 株主総会の活性化、効率化、円滑化の観点から、上場企業は、 経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に限り、場所 を定めることなく、株主総会を開催することが可能になりま した。
- また、本法律の施行後2年間は、両大臣の確認を受けた場合に限って、定款変更を行うことなく、みなしの定款の定めによりバーチャルオンリー株主総会を開催することができます。

口申請手続

● 下記のHPを参照の上、産業組織課までご連絡ください。

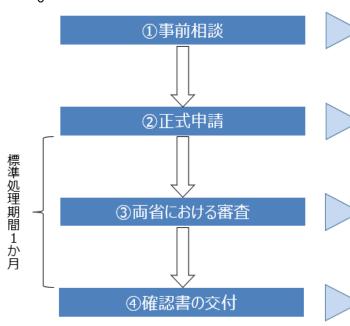
口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_inn ovation/keizaihousei/virtual-only-shareholdersmeeting.html



経済産業大臣及び法務大臣の確認を得るための手続の流れ

両大臣の確認を得るまでに一定程度時間を要します。申請を検討しておられる上場企業のご担当者の方は、お早めに産業組織課までご連絡ください。



- 事前相談を行い、所定の申請書と添付書類を準備。
- 所定の申請書と添付書類を提出。
- ①郵送による提出方法のほか、②メールによる提出方法が可能。
- いずれも申請書の押印は不要(別途、電話等により本人確認を行う。)。
- 経済産業省と法務省において、提出を受けた申請書と添付書類について、審査を行う。
- 審査の結果、両大臣の確認をすることとなった場合には、両大臣の確認書を交付。

お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課:03-3501-6521

起業を 目指す方 シード アーリー ミドル レイター 事業会社 研究機関 自治体 規制改革

46 特定研究成果活用支援事業

国立大学法人等によるVC・ファンドへの出資の認定基準を緩和

ロ概要・目的

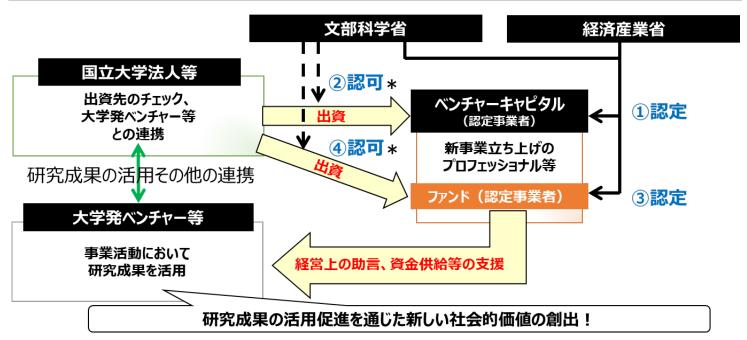
- 国立大学法人等は、文科大臣・経産大臣から認定を受けたVC・ファンドに出資を行うことが可能。認定の基準は両省共管の告示で規定。
- 従来の告示には、政府出資金を前提とした規制が一部含まれていたが、令和4年4月より、国立大学法人等が政府出資金でない自己収入等を財源として出資を行う場合に当該規制を緩和。

口対象

- 国立大学法人等の技術に関する研究成果を事業活動において活用する者(大学発ベンチャー等)に対して、経営上の助言や資金供給を行う事業(特定研究成果活用支援事業)を実施しようとするVC・ファンド
- 口活用事例
- 民間VCがGPを務めるファンド等が認定を受けた場合には、国立 大学法人等がLP出資を行うことが可能に。(従来は不可。)
- 口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/syusshi.html





★出資に当たっては、別途文部科学省による認可が必要

(文部科学省HP) https://www.mext.go.jp/a menu/shinkou/sangaku/sangakuc.htm

お問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室:03-3501-0075

起業を 目指す方 シード アーリー ミドル レイター 投資家 大学 自治体 規制改革

47 ファンドによる海外投資規制の特例

認定を受けたLPSに対して、海外投資比率規制の適用を除外

口概要・目的

● 国内企業と海外企業のグローバルオープンイノベーションを促進するため、経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合 (LPS) については、LPS法における50%の海外投資比率規制の 適用を除外する。

口対象・要件

- 経済産業大臣の認定を受けたLPSによる海外投資
- 「海外投資先と国内企業のグローバルオープンイノベーション」、 「投資先に対するハンズオン支援」等の要件を満たしていること。 <概要資料>

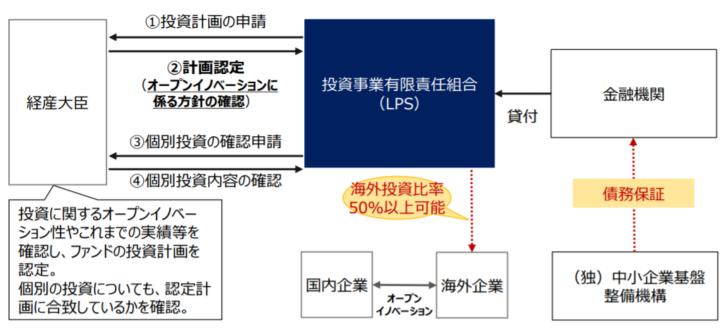
https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/debtlps/lpstuika/zentaigaiyou.pdf

口申請手続

- 以下URLのHPに掲載している申請要領を参照 https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/lps.html
- 通年で申請可能



制度概要



お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室:03-3501-1569

48 規制のサンドボックス制度

新たな技術等について実証を行い規制改革・事業化につなげる

ロ概要・目的

規制の適用を受けずにAI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な 技術やビジネスモデルの実用化の可能性を検証し、実証により得 られたデータを用いて規制の見直しに繋げる制度。

口対象・要件

新たな技術等を用いて実証を実施しようとする者

口手続

- 下記URLのウェブサイトの「様式」のうち「新技術等実証計画の 認定申請書 | に必要事項を記載し、shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp 宛てに申請書案を送付。
- 通年で申請可能

口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyouso uryoku kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/



これまで行ってきた実証(例)

Fintech

- ・ブロックチェーン、暗号資産
- ・犯罪収益移転防止法×データ
- Insurtech (P2P保険)



ヘルスケア

- ・オンライン受診勧奨 x 診断キット
- ・治験、臨床研究 × ブロックチェーン
- · 救急医療 × 生体認証
- ・スポーツ × リアルタイム採血検査
- ・医薬品 × 販売機







卍 MICIN

SUSMED

Sustainable Medicine

KITAHARA

モビリティ

- ・電動キックボードのシェアリング 👢 🛭 🛭 P
- ・ハイブリッドバイクの公道実証
- ・車内空間のシェアリング



IoT

- ·loT × 家電 (PLC)
- ·loT × リサイクル
- ·loT × 不動産(IT重説)

Panasonic







お問い合わせ先

起業を 目指す方 シード アーリー ミドル レイター 事業会社 研究機関 自治体 規制改革

49 グレーゾーン解消制度

新しく開始する事業の規制の解釈・適用の有無を事前に確認

□概要・目的

● 現行の規制の適用範囲が不明確な場合において、事業者が安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度。

口対象・要件

● 新たな事業活動を実施しようとする者

口手続

- 下記URLのウェブサイトの「様式」のうち「規制の解釈及び適用の確認の求め」に必要事項を記載し、<u>shinjigyo-</u>kaitaku@meti.go.jp宛てに申請書案を送付。
- 通年で申請可能

口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/



申請フローと活用事例

申請フロー

<申請前> グレーゾーンの明確化 (必要に応じて事前相談) ・新事業活動内容の確認の中で、 主務大臣(事業所管大臣・規制所 管大臣)は、事業者からの相談に 応じて必要な情報の提供及び助言 を行う。

規制適用の 有無の照会

①確認の求め

事業所管大臣

規制所管大臣

▼ ②両大臣連名
で回答

規制適用の 有無の回答 ①新事業活動を実施しようとする事業者は、その新事業活動に対する規制の適用の有無について、主務大臣に確認を求める。

②確認の求めを受けた主務大臣は、 事業者の具体的な事業計画に即して、 規制の適用の有無を判断し、事業者 に回答(原則、1ヶ月以内で回答。 1ヶ月以内に回答が出来ない場合に は、1ヶ月毎にその理由を申請者に 通知)。

照会者への回答後、主務大臣は、 回答概要を公表。

※照会者の同意を前提として照会書 を公表。

事 例

睡眠環境の 総合コンサルティングを行うサービス

【申請事業者】西川株式会社[東京都中央区]

【事業内容】

睡眠を改善したい利用者に対して、ヒアリングや簡易測定を通して睡眠環境の分析・可視化を行い、その分析結果を踏まえた睡眠環境改善アドバイスや商品提案といった睡眠環境に関する総合的なコンサルティングサービスを提供。

【照会内容】

本サービスが医師法第17条において、医師のみに認められている「医業」に該当するか否か。

照

該当せず

会





(西川株式会社ホームページから引用)

【成果】

・制度活用により開始したサービスについて、サービスを提供する「ねむりの相談所」専用コーナーを設けた店舗を全国で30店舗以上展開。

起業を 目指す方 シード アーリー ミドル レイター 事業会社 研究機関 自治体 規制改革

50 新事業特例制度

新たな規制の特例措置を設けることで事業化を支援

ロ概要・目的

● 新たな事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で、規制の特例措置の適用を認める制度。

□対象・要件 ● 新たな事業活動を実施しようとする者

口手続

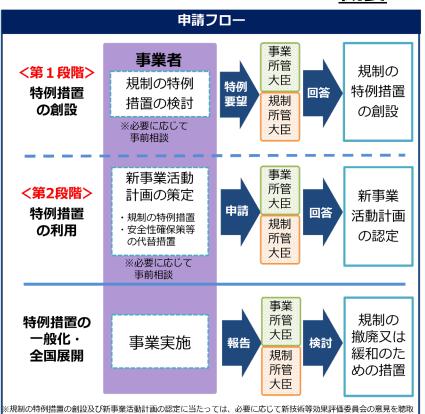
- 下記URLのウェブサイトの「様式」のうち特例措置の創設については「規制の特例措置の求め」、特例措置を利用については「新事業活動計画の認定申請」に必要事項を記載し、 shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp宛てに申請書案を送付。
- 通年で申請可能。

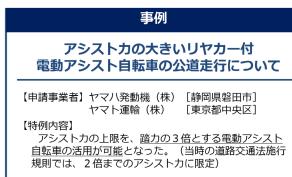
口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/



概要







※従事する運転者への交通安全教育、安全運転に必要な業務を適切に行うための体制整備等の代替措置を講じ、実証を実施。

成果】

東京、北海道、神奈川、京都、大阪、福岡で実証を行い、 様々な条件下での走行時の安全等について十分な実証結果 が得られたことから、規制が緩和(道路交通法施行規則が 改正)され、アシストカの上限を踏力の3倍とするリヤ カー付三輪電動アシスト自転車の活用が一般的に可能と なった。

お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室:03-3501-1628

ミドル

研究機関

規制改革

51 スタートアップ新市場創出タスクフォース

規制に係る関係法令の特定を行い、各種規制改革制度の活用を支援

□概要・目的

- 新たな事業に挑戦するスタートアップにとって、既存の規制へ の対応は重要な課題であるが、規制を乗り越えるための各種支 援制度があっても、経営資源に限りがあるスタートアップに とってはハードルが高く、活用に至らないことも多かった。
- こうした状況を踏まえ、自ら規制改革に取り組むスタートアッ プの新市場創出を法律面から支援するため弁護士等の専門家か らなるタスクフォースを設置。グレーゾーン解消制度や規制の サンドボックス制度の利用に先立って規制に係る関係法令の特 定を行い、各種支援制度の活用を支援する。

口対象・要件

グレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス制度、新事業特 例制度などの規制改革関連制度の利用に当たって、関係法令の 特定等の支援を希望するスタートアップ(設立から概ね10年 以内)

口手続

- 下記URLのウェブサイトの「規制について法令上の論点整理等の サポートを受けたいスタートアップはこちら」の「利用申込書」 に必要事項を記載し、shinjigyo-kaitaku@meti.go.jp宛てに利用申 請書を送付。
- 通年で申請可能

口詳細

https://www.meti.go.jp/policy/jigyou saisei/kyouso uryoku kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/



スタートアップの相談の流れ

【事業所管省庁との相談】【規制所管省庁との調整】

【事業化】

規制・制度の特定ができていない/不十分なスタートアップの場合

スタートアップ新市場創出タスクフォース

- ・新事業活動の内容把握、規制に係る関係法令の特定
- ・業法抵触リスク等や利用可能な規制改革ツールを提案

規制改革に向けた法令等が特定できているスタートアップの場合

- ○グレーゾーン解消制度 → 事業所管省庁(経済産業省等)
- ○新事業特例制度 → 事業所管省庁(経済産業省等)
- ○規制のサンドボックス制度
 - →内閣官房の一元的窓口「新技術等社会実装推進チーム」

経済産業省

制度の説明や、 内容の確認な ど、申請書作 成のためのサ ポート。

担当が、省内 原課及び省内 弁護士と連携 しつつ、個別案 件に伴走支援。

経済産業省/ 規制所管省庁

サンドボックス実証計画 の認定、グレーゾーンの 照会に関する回答、規 制の特例措置の要望 に対する回答・規制の 特例措置の適用を受け るための計画認定に向 けた調整。

規制の 明確化や 規制見直し による事業 化を通じた 新市場の 創出

52 J-Startup

「世界で戦い、勝てるスタートアップ」の創出・育成を官民を挙げて集中支援

□概要・目的

● 官民の集中支援によって成功モデルを創出することで、スタートアップの地位を高め、日本のスタートアップエコシステムの更なる強化を目指す。

口対象・要件

● 実績のあるベンチャーキャピタリストや大企業の新事業担当者 等の外部有識者からの推薦に基づき、選定された企業

口支援内容

<政府からの支援の例>

● 広報支援、国内外展開支援、各種支援制度の審査時における優遇、規制関係支援、調達支援等

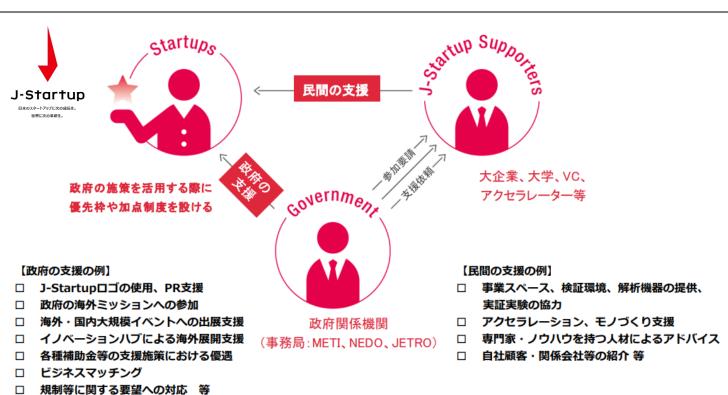
<民間からの支援の例>

● 事業スペース、検証環境の提供、実証実験の協力、アクセラレーション、ノウハウを持つ人材等によるアドバイス、関係会社等の紹介等

口詳細

https://www.j-startup.go.jp/





52 J-Startup Local

地方自治体と連携し、地域有望スタートアップ企業への支援を強化

□概要・目的

「J-Startup」を地域にも展開し、地方自治体と地域に根差した企 業が連携。地域の有望スタートアップ企業への支援を強化するこ とで、地域のエコシステムの強化を目指す。

口対象・要件

● 各J-Startup地域事務局より選定された企業

口支援内容

<政府からの支援の例>

● 広報支援、国内外展開支援、各種支援制度の審査時における優遇、 規制関係支援

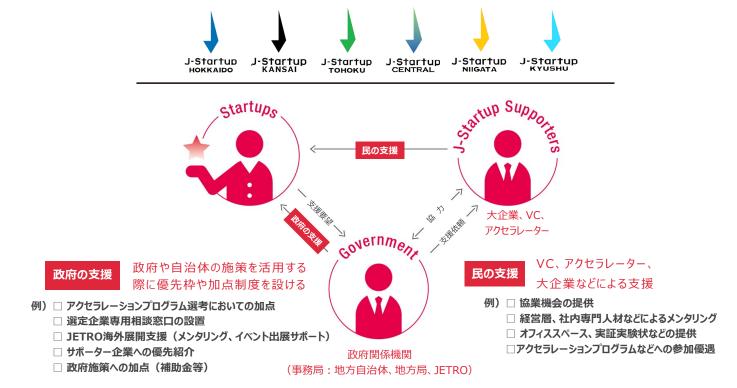
<民間からの支援の例>

● 事業スペース、検証環境の提供、実証実験の協力、アクセラレー ション、ノウハウを持つ人材等によるアドバイス、首都圏のサポー ターズ企業の紹介等

口詳細

https://www.i-startup.go.ip/local 3/





お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室:03-3501-1569

53 グローバル・アクセラレーション・ハブ

日系のスタートアップの海外展開を支援

口制度概要

● 海外進出あるいは海外での資金調達を目指す日系スタートアップに対し、現地ビジネス環境についてブリーフィングやメンタリング、コワーキングスペースの提供等を無料で実施

口対象・要件

- 革新的技術や製品・サービスで、社会に新しい価値をもたらすこと を目的とすること
- 具体的な製品またはビジネスモデル・プランを有していること
- 資金調達などを通じて短期間で事業のスケールアップを目指す企業 もしくは起業家であること

口申込方法

● 希望の拠点ごとに、以下URLの「お申込みフォーム」より申し込み (通年申込み可能) **同政**

口詳細

https://www.jetro.go.jp/services/jhub/



支援内容







54 J-Bridge (Japan Innovation Bridge)

J-Bridgeは、日本企業とスタートアップ等の海外企業の国際的なオープンイ ノベーション創出のためのビジネスプラットフォームです

口概要・目的

● 日本企業と海外スタートアップ企業等との協業・連携のための会員制ビジネスプラットフォームです。会員の日本企業に、海外有望企業情報の提供、海外企業との面談支援、専門家による助言・戦略策定支援などの各種サービスを提供し、日本企業の国際的なオープンイノベーションを支援します。

口対象・要件

● 海外企業とのアライアンス(業務提携・技術提携・出資・合弁事業設立等)やM&Aにより、ビジネス開発や新規事業創出等を目指す日本企業、大学、研究機関等

口申請手続

● 随時会員申込みを受付。支援内容は個別にご相談ください。

口詳細

● 様々な分野のイベントを随時開催しています。 詳細はJETROホームページをご確認ください。 https://www.jetro.go.jp/jdxportal/j-bridge/



重点地域・国※

支援スキーム

- 東南アジア
- インド
- 米国
- 欧州

- オーストラリア
- アフリカ
- 日本

重点分野



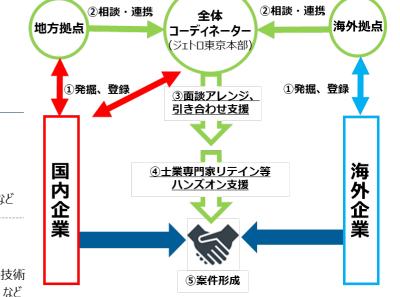
- モビリティ
- ヘルステック
- ライフサイエンス
- アグリテック
- リテールテック
- スマートシティ
 - フィンテック
 - □ボティクス
 - 情報セキュリティ

など



お問い合わせ先

- 再生可能エネルギー 水素
- (洋上風力、バイオマス等) スマートインフラ
- 省エネルギー
- → 尽、「1000→ 緑化・環境保全技術
- 蓄電池・バッテリー
- +



※ 東南アジアは主にシンガポール、インドネシア、ベトナム、欧州は英国、ドイツ、アフリカはナイジェリア、ケニアなどを中心にサービスをご提供しております。

JETRO対日投資部DX推進チーム

経済産業省貿易経済協力局投資促進課

E-mail: oipf20@meti.go.jp

55 日本スタートアップ大賞(旧日本ベンチャー大賞)

インパクトのある新事業を創出したスタートアップを内閣総理大臣が表彰

口概要・目的

● 若者などのロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を 創出した起業家やスタートアップを内閣総理大臣が日本スタート アップ大賞として表彰。そのほか経済産業大臣賞、農林水産大臣賞、 文部科学大臣賞もあり。

口対象・要件

● 応募・受賞の対象は事業体(企業)単位(NPO法人や組合など、 株式会社以外の事業体でも応募・受賞の対象。)

口申請手続

● 公募期間中(未定)にHPから申請。

口詳細

https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211220002/20211220002.html

(第6回公募時のHP)



<表彰部門の概要>(第6回)

- ① 日本スタートアップ大賞(内閣総理大臣賞)
- ② ダイバーシティ賞(経済産業大臣賞)
- ③ グローバル賞(経済産業大臣賞)
- ④ 農業スタートアップ賞(農林水産大臣賞)
- ⑤ 大学発スタートアップ賞(文部科学大臣賞)

<過去の受賞企業>

- 第1回 株式会社ユーグレナ
- 第2回 ペプチドリーム株式会社
- 第3回 CYBERDYNE株式会社
- 第4回 株式会社メルカリ
- 第5回 株式会社Preferred Networks
- 第6回 株式会社アストロスケールホールディングス





56 Japan Venture Awards

起業を目指す者のロールモデルとしてスタートアップの経営者を表彰

口概要・目的

● 創業機運の醸成及び地域への波及によって、将来の日本経済や 産業を支える新たな事業の創出を促進していくことを目的に、 創業を志す者のモデル事例として相応しい、革新的かつ潜在成 長力の高い事業や、社会的課題の解決に資する事業を行う、志 の高いスタートアップの経営者を表彰。

口対象・要件

● 創業後概ね15年以内であり、高い志を持ち、自立する中小企業 などの経営者または代表者

口申請手続

● 公募期間中(未定)に下記URLのHPに掲載されている提出書類を運営事務局へメール送付

口詳細

https://j-venture.smrj.go.jp/

◎第21回(2021年12月)の受賞者

○経済産業大臣賞

株式会社CureApp

代表取締役CEO兼医師 佐竹 晃太

代表取締役/CEO 岡島 礼奈 氏

○中小企業庁長官賞

SyntheticGestalt株式会社

代表取締役CEO 島田 幸輝 氏

WHILL株式会社

代表取締役社長CEO杉江理氏

株式会社ALE

○中小機構理事長賞

○內閣府科学技術政策担当大臣賞

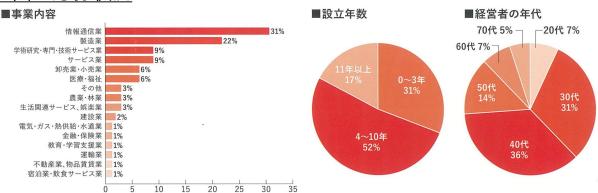
株式会社eWeLL

代表取締役社長 中野 剛人 氏

Repro株式会社

代表取締役 平田 祐介 氏

◎第21回の応募状況



57 起業家教育支援

若者が起業に向かうための入口から出口までを一気通貫で支援

口概要・目的

将来的に創業者となる人材を輩出し、開業率向上に繋げるため、 起業家に必要とされるマインド(チャレンジ精神、探究心等)と資 質・能力(情報収集・分析力、リーダーシップ等)を有する人材を 育成するための若年層向け起業家教育を推進。

口対象

高等学校、高等専門学校(1~3年)等に在籍する生徒

口内容

- 起業家等による出前授業の実施を支援。
- 中長時間の起業家教育プログラムの実施を支援。
- 高校生等を対象としたビジネスプランコンテストを開催。

口詳細

https://www.chusho.meti.go.ip/keiei/kyouiku/index.html



出前授業支援

プログラム 実施支援

ビジネスプラン 起業家教育 コンテスト

起業家等による講演 などを実施する教育 機関を支援

教育機関が起業家教育を 実施する際に、出前授業 や講演等に登壇する起業 家(経営者等)を招聘。 その際の費用を支援する。

中長時間のプログラム を実施する教育 機関を支援

教育機関が起業家教 育プログラムを実施する ため、「標準的カリキュラ ム実践のためのマニュア ルーを基に行う授業に対 し、講師や起業家の招 **聘等**を実施。その際の 費用を支援する。

開催 高校生等を対象に ビジネスプランコンテストを

実施

全国の高校生がビジネス **プランをアウトプット**する環 境を整備。

優れたビジネスプランを表 彰(最優秀者には経済産 業大臣賞を授与)すること で高校生の創業にむけたモ チベーション向上と社会的 な創業機運の醸成を図る。



創業機運醸成

出前授業 興味・関心の向上





ビジネスプラン コンテスト

プログラム 集中的な学習機会

起業家教育

アウトプットの機会

好循環の創出

お問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課:03-3501-1767

58 インキュベーションプログラム強化・発展事業

インキュベーション施設をIM派遣とノウハウ等の提供により支援

□概要・目的

● 支援リソース・ノウハウ・経験が不足している等の課題を持っているインキュベーション施設に中小機構の IM (インキュベーションマネージャー)派遣と企業支援に係るノウハウ・ネットワーク等を提供。

口対象・要件

- インキュベーション施設を運営する国公立大学、自治体、公的研究機関
- 派遣する I M受け入れ後、原則 3 事業年度以内に企業支援体制・機能の自立化を果たすビジョンを持った運営機関及びインキュベーション施設であること等。

口申請手続

● 公募期間中(未定)に中小機構にメールにより応募。

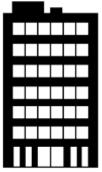
口詳細

https://www.smrj.go.jp/org/info/solicitation/2021/favgos000001p77r.html

(令和3年度公募時のHP)



中小機構



- ◆ 全国29のインキュベーション施設を運営。
- これまでに、支援者数 1900社超/約20年間の 支援実績を誇り、豊富 なノウハウと人材を有 する。

企業支援ノウハウ ネットワーク

> 入居企業支援 自立化支援 IM

大学の

インキュベーション施設



自治体の

インキュベーション施設



59 スタートアップビザ

外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める

- □概要・目的 経済産業省の認定を受けた地方自治体内において、起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度。
- □対象·要件 認定地方自治体内において起業を目指す外国人の方
- **□申請手続** 以下URLのHPの「認定地方公共団体」欄で掲載している、各自治体のHPから申請(通年申請可能)。
- □ 詳細 https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startup visa/index.html



●起業を目指す外国人

地方自治体による管理・支援の下で行う起業のための活動 在留資格「特定活動 |

(6月)

(6月)

「経営・管 理」

最大1年間の在留資格

主体

実施内容

地方自治体

管理・支援のプログラムの作成及び実施、外国人 の選定等

経済産業省

地方自治体が作成した管理・支援のプログラム の認定等

地方出入国在留管理局

在留資格「特定活動」の審査、許否の決定等

60 産業革新投資機構(JIC)による投資活動

オープンイノベーションを通じた産業競争力の強化と、民間投資の拡大のため、 ファンドを通じた企業への投資を行う

口概要・目的

- 産業革新投資機構(JIC: Japan Investment Corporation)は、 オープンイノベーションによる新産業の創出を図るため、
- ① 民間のベンチャーキャビタル (VC) への投資
- ② 子会社のJICベンチャー・グロース・インベストメンツ(JIC-VGI)による投資

により、スタートアップ企業に対する成長資金を支援。

口詳細

https://www.j-ic.co.jp/jp/



JICによる重点投資分野

5.0

Society5.0に向けた 新規事業の創造の推進

事業者にとって不確実性が高い非連続的な成長が必要であり、長期かつ大規模なリスクマネー供給を必要とする新規事業の創造に係る事業分野を支援



ユニコーンベンチャー の創出

グローバルな経済圏において 競争力をもって持続的に成長 することを目標とするユニコ ーンベンチャーを創出



地方に眠る 将来性ある技術の活用

高い収益が期待できる技術力 が多数あるにもかかわらず十 分に活用されていない地方の 大学発ベンチャー等の資金需 要に対応



産業や組織の枠を 超えた事業再編の促進

国際競争力を持ちうる事業分野において、オープンイノベーションに向けた大胆な事業 再編を通じて産業競争力の強化を支援

我が国におけるオープンイノベーションを推進し、 我が国産業の競争力強化に貢献

問い合わせ先 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課:03-3501-1676

61 スタートアップ支援機関プラットフォーム(Plus)

政府系9機関が質の高いスタートアップを一気通貫して支援

ロ概要・目的

● スタートアップ支援を行う政府系 9 機関が、それぞれの特性を生かしながら質の高いスタートアップを一気通貫して支援することを目的とするプラットフォーム、通称「Plus(プラス)」 "Platform for unified support for startups"。

口対象・要件

● 政府機関の支援策を活用することを検討しているスタートアップ

口申請手続

● ワンストップ相談窓口"Plus One (プラスワン)"にて、 相談内容を登録。

口詳細

https://startips.nedo.go.jp/plusone/



支援イメージ





技術シーズ創出





シード期における研究開 発





アーリー期の支援・ファン ディング





エクスパンション

これまでの実績

- 1. 関係機関連絡会議の実施
 - ⇒Plus定例会3回、WG6回実施。関係機関の部長クラスが集まり、それぞれの取組状況等について情報共有。
- 2. ワンストップ窓口の開設
 - ⇒ 現在、相談件数は89件(2022年3月末時点)(例えば、産業廃棄物の運搬車のルート管理にAIを活用しようとするスタートアップに対して、環境省の担当者をご紹介)

https://startips.nedo.go.jp/

- 3. 個別機関間での連携の成功事例
 - ⇒ 例えば、農研機構から紹介された企業に対して、JETROの事業を紹介し、東南アジアの展開を実施する等、個別機関間での連携に関する成功事例あり

お問い合わせ先

62 NEDOピッチ(JOIC)

スタートアップと大企業等とのマッチングを促進

ロ概要・目的

- JOIC(※)の活動の一環として、スタートアップと大企業等の事 業連携、マッチングを促進することを目的とし、スタートアップ の事業ピッチを実施、公開する。
- JOIC会員にはNEDOピッチを含めたイベント情報等をご案内。
- ※ JOIC: Japan Open Innovation Council(オープンイノベーショ ン・ベンチャー創造協議会)

口対象・要件

経済産業省とNEDOで開催テーマを決定し、NEDO事業に 採択されたスタートアップの中から、テーマにあった登壇者を選 定。

口詳細

https://www.joic.jp/nedo_pitch_sub/Try-nedopitch.html (JOIC HP) https://www.joic.jp



NEDOピッチの活動風景(現在はオンライン実施)





スピーチの様子









アクプランタ株式会社

株式会社ムスカ

株式会社愛南リベラシオ

エリー株式会社

株式会社グリラス

(過去の開催実績) https://www.joic.jp/nedo pitch sub/Try-nedopitch.html

63 福島ロボットテストフィールド

世界に類をみないロボット・ドローンの開発実証フィールドが利用可能

□概要・目的

- 福島浜通り地域等における産業復興のため、インフラや災害現場 など実際の使用環境を再現し、ロボットの性能評価や操縦訓練等 ができる世界に類を見ないロボット・ドローンの開発実証フィー ルドを整備。令和2年3月全面開所。
- 原則、どなたでも利用可能。 口対象・要件 ※共通使用規約を遵守のこと。
- 口申請手続
- 利用、見学ともに、必要書類を電子メールにて申請。

(利用申請) https://www.fipo.or.jp/robot/user-guide (見学申請) https://www.fipo.or.jp/robot/tour-guide

https://www.fipo.or.jp/robot/ 口詳細



施設の全景と主な施設の例



無人航空機エリア



ノフラ点検・災害対応エリア



福島ロボットテストフィールド 全景



水中・水上ロボットエリア



開発基盤エリア

64 産業競争力強化法に基づく創業支援

市区町村が民間事業者との連携により創業を支援

□概要・目的

創業支援を行う事業者と連携して市区町村が作成する創業支援等 事業計画を認定。認定を受けた市区町村と連携する事業者は、計 画に基づき創業者への支援や創業に関する理解と関心を深める取 組を行う。

口対象・要件

認定市区町村や連携する事業者が行う、経営、財務、人材育成、 販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等 (特定創業支援等事業)を受けることで、創業者が各種支援措置 を受けることできる。

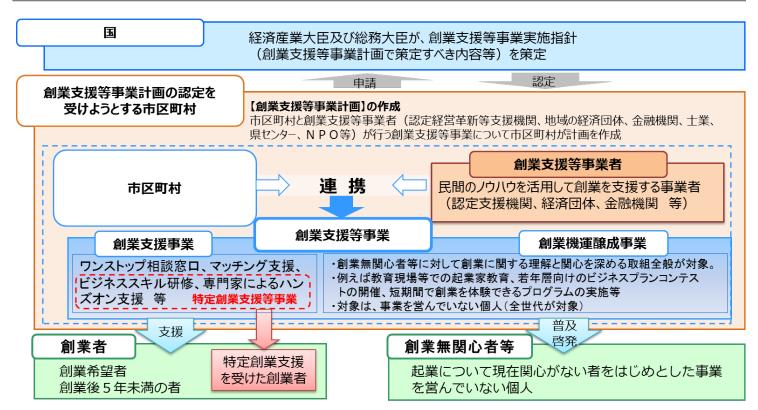
口申請手続

- 市区町村:創業支援等事業計画の作成については、各地域の経済 産業局に相談。
- 創業者:最寄りの認定を受けた市区町村に相談(創業支援等事業 計画の認定状況は、下記HPに掲載)。

口詳細

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index. html





お問い合わせ先

中小企業庁 創業・新事業促進課:03-3501-1767

起業を 目指す方

シード

アーリー

ミドル

イター

事業会社 投資家 研究機關 大学

自治体



65 ReBOOT支援事業

専門家による助言や提案でスタートアップの再発進・再挑戦を支援

- 口概要・目的
- 社会環境・市場環境の変化を受けるなどして事業が停滞している スタートアップや、仕切り直しでの新たな成長を目指す企業を支援。
- 口対象・要件
- VCまたはCVCから出資を受けているスタートアップ
- 口相談内容
- 環境の変化等で一時的に売上が落ちているため、資金調達の相談 をしたい
- 自社の資本政策が正しいのか確認したい、セカンドオピニオンを 聞きたい
- 事業計画を大幅に見直したい

など

- 口申請手続
- 以下URLのHPに掲載している申込書に必要事項を記載のうえ、 電子メールから申込み(事前予約制)。 venture-reboot@smrj.go.jp
- 口詳細

https://www.smrj.go.jp/venture/info/reboot/index.html



再発進を目指すスタートアップ

相談

(1)資金調達・資本政策に関する相談

事業を再発進・再拡大するための資金 調達や資本政策上の課題や見直しにつ いての助言

(2)事業の大幅見直し・新たな経営 戦略に関する相談

事業を再発進・再拡大するための事業 の大幅な見直しや新たな経営戦略の立 案に関する課題の整理や検討方法等の 手順や対応方針等を提案

(3) 合併、分割、事業の譲渡又は譲り受け等に関する相談

企業の有する有望なアセット(技術、人材等)の切り出し、承継等を円滑に進める ための調整方法等についての手順や対応方針等を提案

お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室:03-3501-1569

起業を 目指す方

シード

アーリー

ν I

事業会

研究機関 大学 自治体

66 AIチップ設計拠点

AIチップの設計や試作について、拠点の設計環境を提供します

□概要・目的

● 利用登録を行うことにより、拠点内又はリモート接続によって、 EDAツールやエミュレータなど、上流設計から物理設計を包含 する設計環境をご利用いただけます。

□対象・要件

- 対象:AIチップの設計や試作を検討している機関(会社、国研、 大学等)
- 要件:特になし(同拠点は国の予算事業で構築したものですので、趣旨に沿った利用をお願いします。)

口申請手続

● 以下URLにアクセスいただき、「拠点利用概要」を熟読の上、 ご希望に応じて、①ユーザID申請、②プロジェクトID申請、③ 装置ID申請、についてそれぞれ申請してください(通年可能)。

https://ai-chip-designcenter.org/aidc2020/aidc2020_wp_Public/gettingstart_
pub/

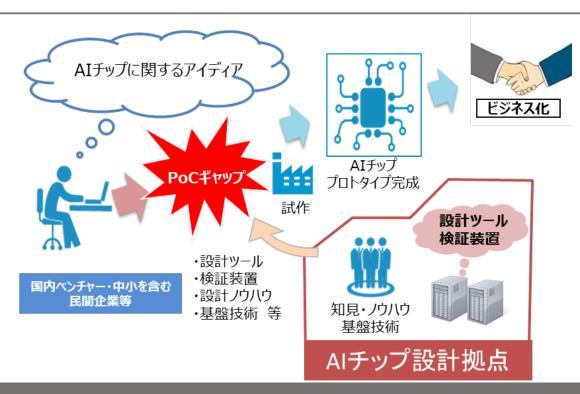
口詳細

● 拠点の詳細については、以下HPのURLをご参照ください。

https://ai-chip-designcenter.org/aidc2020/aidc2020 wp Public/







67 標準化(JIS、ISO等)活用支援制度

各地域のパートナー機関と連携し、標準化を目指す企業をサポート

□概要

● 自社の持つ技術や製品について、標準化(JIS、ISO等)を用いた売上拡大、市場創出の可能性について支援する制度

口対象

● 標準化(JIS、ISO等)の活用に関心のある企業

口支援内容

● 先端的な技術や製品など、性能の客観的評価方法がなく、製品への信頼が得られにくいものを標準化(JIS、ISO等)という共通の評価軸やものさしを策定することで、その技術や製品を世に広め、市場創出や売上拡大につなげる支援をしています。

具体的には、

- ▶ 相談窓口として、地域の銀行や公的研究機関といったパートナー機関を全国に整備
- ▶ 標準化アドバイザーを無料で派遣し、標準化活用の有効性や具体的な策定方法のアドバイスを行う

等をしています。

口詳細

● 新市場創造型標準化制度について

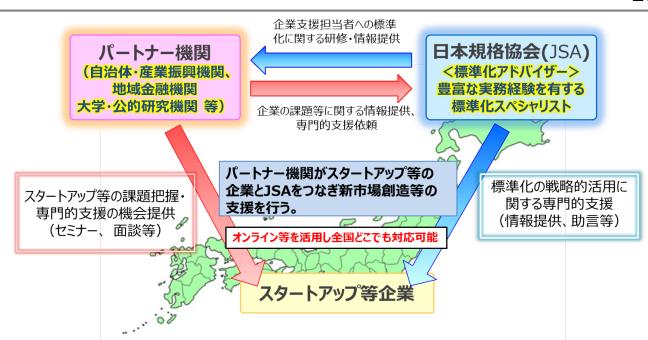
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/shinshijo/index.html

● 標準化活用支援パートナーシップ制度について

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojunkijun/katsuyo/partner/index.html







お問い合わせ先

一般財団法人日本規格協会(JSA) 標準化・総括支援ユニット 総合標準化相談室・標準化企画調査チーム:050-1742-6025

68 わたしの起業応援団

女性起業家の成長・発展促進を目的とした支援者の全国ネットワーク

ロ概要・目的

- 女性の起業を応援する地方金融機関や産業・創業支援機関等を中 心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を、経産省支援事業 として各地に形成(平成28年度~令和元年度)。
- 令和2年度にそれまでに構築した各地のネットワークを連接する 「わたしの起業応援団」を経産省を事務局として創設。ネット ワーク間の情報・ノウハウ共有や、全国的な女性起業の機運醸成 を目指します。
- 本会の目的に賛同し協力いただける組織 口対象・要件
- 口申請手続
- 会員2名以上から「入会推薦書」の提供を受け、「入会申 込書」(いずれも「女性起業家支援連絡会議規約」におい て様式指定)を事務局に提出してください。

本会規約・申請様式kiyaku.pdf (meti.go.jp)

いつでも申請可能。

口詳細

女性起業家等支援(わたしの起業応援団)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/joseikigy ouka/index.html



- 本会には全国様々な支援者が参加しています。
- 起業家の皆様も、支援者と繋がるきっかけ、支援内容 の情報収集等に是非本会をご活用ください!

わたしの起業応援団メンバーの例

- ・地方自治体
- ・男女共同参画センター
- ・女性起業家支援/キャリア支援機関
- ・産業・創業支援機関

- · 投資機関
- 金融機関
- ・女性起業家

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室(わたしの起業応援団事務局) お問い合わせ先 03-3501-0650



69 未踏事業

「未だ誰も踏み入れたことがない」新しいITの世界を創り出す

アイディア・技術を持つ優れたIT人材を発掘・育成

□概要 ● 「未だ誰も踏み入れたことがない(未踏的な)」アイディア・技術を持つIT人材を発掘・育成する事業。産業界・学界の第一線で活躍する方を、プロジェクトマネージャーに委嘱し、IT人材の発掘から育成までを一貫して行う。育成対象に応じた3つの人材育成プログラムを実施。

口目的・対象等

	未踏アドバンスト事業	未踏IT人材発掘・育成事業	未踏ターゲット事業
	MITOU	\triangle мітоц	MITOU TARGET
事業目的	ITを活用した革新的なア イディア等を有し、 <u>ビジ</u> <u>ネスや社会課題の解決</u> につ ながる人材を育成	<u>独創的なアイディア</u> と優 れた技術を持つ <u>若いITク</u> <u>リエータ</u> を発掘・育成	次世代ITを活用して世の 中を抜本的に変えていけ る、 <u>先進分野の人材</u> を育 成
支援対象	個人・グループ (<u>年齢制限無し</u>)	個人・グループ (<u>25歳未満</u>)	個人・グループ (<u>年齢制限無し</u>)
実施内容	約8ヶ月にわたってプロト タイプの開発やビジネス モデルの検討等を実施	約9ヶ月にわたって独創的 なソフトウェア開発に挑 戦	約9ヶ月にわたって量子コンピューティング技術を活用したソフトウェア開発に挑戦 ※2022年度から新たに「カーボンニュートラルの実現に資する内容」に焦点を当てたプロジェクトの提案も募集開始
活動費上限	1,000万円/件 ※1名プロジェクトの上限額は640万円/件	273.6万円/件	360万円/件

口詳細

https://www.ipa.go.jp/jinzai/mitou/portal_index.html
各種公募情報等については上記ページの「新着情報」を御確認ください。

事業スケジュール (イメージ)

2月 3月 7月 8月 9月 10月 12月 1月 11月 次年度公募期間(予定) プロジェクトマ ネージャーによる 丰 中 プロジェクトマネージャー 成 個別プロジェクト 蕳 報告書提 による個別プロジェクト指 果報告会 指導 報告会 導 ※採択者間の競争・ 刺激を促すため、未 ※採択者間の競争・刺激を促 すため、未踏修了生等を含む、 出 踏修了生等を含む、 合宿等も実施 合宿等も実施

※未踏アドバンスト事業のモデル。未踏IT人材発掘・育成事業、未踏ターゲット事業もこれに準じる。

お問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課:03-3501-2646

-その他の支援策について-

- Q. 掲載されているものの他、どんな政府系機関によるスタートアップ支援 があるか
- A. 政府系9機関がスタートアップ支援に関するプラットフォーム「Plus」 を創設しています。Plus参加機関の用意する支援策は以下をご覧くださ い。(施策番号61)

https://startips.nedo.go.jp/plusone/



Plusに参加している政府系9機関



医薬品・医療機器、再生医療 分野のスタートアップ向けに 資金提供などの各種支援を実 施



<u>海外市場の開拓</u>を目指すスタートアップ向けに、<u>マッチングや情報提供などの各種支</u>援を実施



大学発スタートアップ等向け に、<u>資金提供やメンタリング</u> などを実施



農林水産・食品産業分野のスタートアップ向けに<u>資金提供</u>などの各種支援を実施



<u>海外市場の開拓</u>を目指すスタートアップ向けに、<u>マッチングや情報提供、メンタリン</u>グなどの各種支援を実施



<u>突出したIT人材の発掘・育成</u> を行う、<u>「未踏事業」</u>を実施



研究開発型スタートアップ向 けに、シーズ発掘から事業化 まで幅広く、資金提供などの 各種支援を実施



<u>研究開発型スタートアップ</u>向 けに、<u>メンタリングや、共用</u> <u>施設の提供などの各種支援</u>を 実施



スタートアップ向けに、<u>経営相談やマッチング、インキュベーション施設の提供などの各種支援</u>を実施

-その他の支援策について-

- Q. 中小企業・小規模事業者向けの補助金情報を知りたい。
- A. 中小企業庁が運営するWebサイト「ミラサポplus」で、補助金をはじめ 税や認定制度などの様々な中小企業・小規模事業者向けの支援策を紹介 しています。

詳細:ミラサポplus

https://mirasapo-plus.go.jp/



Q.スタートアップ・エコシステム拠点都市で実施している支援策を知りたい。

- A. 内閣府、経済産業省、文部科学省及び関係省庁は、以下のエリアをスタートアップ・エコシステム拠点都市に選定し、スタートアップエコシステムの強化に向けた補助事業、海外展開支援、規制緩和等を積極的に実施しています。それぞれの拠点都市の概要や実施している支援は下記URLをご覧ください。
 - ○スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム

地域:東京都、渋谷区、川崎市、横浜市、茨城県、つくば市、

和光市等

詳細:スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム

https://www.ecosystem.metro.tokyo.lg.jp/

渋谷スタートアップサポート

https://shibuya-startup-support.jp/jp/

K-NIC (川崎市 起業家支援拠点)

https://www.k-nic.jp/

スタートアップポートヨコハマ

https://socialport-y.city.yokohama.lg.jp/

つくばスタートアップパーク(つくば市 起業家支援 拠点)

https://tsukuba-

stapa.jp/?msclkid=bb4e5bd8b6db11ec80bc2c799e5

<u>8c736</u>











- その他の支援策について-

OCentral Japan Startup Ecosystem Consortium

地域:愛知県、名古屋市、浜松市等

詳細: Central Japan Startup Ecosystem Consortium

https://central-startup.jp/

名古屋スタートアップ推進ポータルサイト

https://nagoya-innovation.jp/

浜松市ベンチャー企業進出・成長応援サイト

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hama

ct/index.html







○大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム

地域:大阪市、京都市、神戸市等

詳細:大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム

https://www.innovation-osaka.jp/ja/osaka-eco

京都スタートアップ・エコシステム推進協議会

https://kyotostartup.jp/

ひょうご神戸スタートアップ・エコシステム コンソーシアム

https://www.city.kobe.lg.jp/a14333/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/newindustry/hyogokobestartupecosystem.html







○福岡スタートアップ・コンソーシアム

地域:福岡市等

詳細:福岡市 創業 (スタートアップ)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/startup/in

dex.html



電話:052-972-304

電品・002 372 3040)大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム 公益財団法人大阪産業局 イノベーション推進部 ○福岡スタートアップ・コンソーシアム 福岡市 経済観光文化局 創業・立地推進部 創業支 ^{授課}

電話:092-711-4342

-その他の支援策についてー

○札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会

地域:札幌市等

詳細: STARTUP CITY SAPPORO

https://startup-city-sapporo.com/



○仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会

地域:仙台市等

詳細:仙台スタートアップ推進協議会

https://sendai-startup-ecosystem.jp/



○広島地域イノベーション戦略推進会議

地域:広島県等

詳細:スタートアップガイド ひろしまスターターズ

https://hiroshima-starters.com/index.html



○北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム

地域:北九州市等

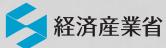
お問い合わせ先

詳細:北九州市スタートアップ支援ポータルサイト

https://startup-kitag.com/



比九州市 産業経済局 スタートアップ推進課





経済産業省 スタートアップ創出推進室 TEL: 03-3501-1569 FAX: 03-3501-6079



 $https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/meti_startup_policies.html$